

小城市こども計画

(令和7年度～令和 11 年度)

(素案)

令和6年9月(時)

小城市

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
(1)	少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり	1
(2)	子ども・子育て支援新制度	1
(3)	こどもや若者を取り巻く動向	2
(4)	深刻な少子化の進行	3
(5)	こども施策の新たな推進	3
(6)	こども基本法の概要	4
(7)	こども大綱における基本的な方針	5
(8)	こども施策に関する重要事項	6
2	計画策定の趣旨	7
3	計画の位置づけ	7
(1)	こども基本法に基づく「市町村こども計画」	7
(2)	関連計画との関係	8
4	計画の期間	8
5	計画の策定体制	9
(1)	小城市子ども・子育て会議	9
(2)	市民アンケート調査	9
(3)	こどもの意見聴取	9
(4)	パブリック・コメントの実施	9
第 2 章	小城市のこども・若者を 取り巻く現状	10
1	統計等からみられる現状	10
(1)	人口・世帯数	10
(2)	結婚・出生・就労	12
(3)	こどもを取り巻く様々な状況	14
2	教育・保育施設の状況	16
3	地域子ども・子育て支援事業の状況	19
4	市民アンケート調査結果の概要	20
(1)	調査の概要	20
(2)	子どもの生活アンケートにおける経済的な状況の分類	21

(3) 結果概要の構成	21
(4) 結果の概要	22
5 こども・若者の意見聴取	61
(1) 実施概要	61
(2) 結果の概要	61
6 こども・若者の数（将来人口推計）	63
第3章 小城市における こどもまんなか社会.....	65
1 基本理念	65
2 基本的な施策の体系と方針	66

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり

平成15年
少子化社会対策
基本法、次世代
育成支援対策推
進法

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」¹が制定され、こどもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

平成17年度-
小城市次世代育
成支援地域行動
計画

小城市（以下、「本市」という。）では、「小城市次世代育成支援地域行動計画」（平成17～26年度）に基づき、子育て及び次世代育成に係る取組を実施してきました。

(2) 子ども・子育て支援新制度

平成24年
子ども・子育て
関連3法

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

平成27年度-
小城市子ども・
子育て支援事業
計画

本市では、上記の流れを踏まえ、平成27年度からの5年間を計画期間とする「小城市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「小城市次世代育成支援地域行動計画」による施策を包含して一体の計画とし、子ども・子育て支援の量・質の充実及び安心して子どもを産み育てる環境や、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組みを進めました。

¹ 次世代育成支援対策推進法：当初は10年間の時限立法。令和7年3月までの期限に一旦延長された後、令和6年5月に育児・介護休業法とともに改正され、令和17年3月31日までに再延長された。

(3) こどもや若者を取り巻く動向

平成22年
子ども・
若者育成支援
推進法

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」施行前から、我が国のこどもや若者を取り巻く環境、国・社会の動向には様々な変化が起こっています。

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、すべてのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取組が進められることになりました。

平成26年
子どもの貧困対
策の推進に関す
る法律

子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」）が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、区市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成28年
改正障害者総合
支援法・改正児
童福祉法

障害のあるこどもへの対応については、平成28年6月に「改正障害者総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障害児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

平成12年
児童虐待の防止
等に関する法律

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

令和2年
新子育て安心プ
ラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取組強化策が打ち出されています。

(4) 深刻な少子化の進行

令和5年
出生者数が過去
最低に

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

令和6年6月の厚生労働省の発表によると、令和5年の全国の出生者数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和4年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのは8年連続となります。

令和6年
少子化対策関連
法案が成立

令和6年6月5日、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃。第3子以降の支給額の倍増、親の就労に関係なくこどもを預けられる「こども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

(5) こども施策の新たな推進

令和5年4月
こども家庭庁
こども基本法

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和5年4月に施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

令和5年12月
こども大綱

令和5年12月には「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

令和6年5月
こどもまんなか
実行計画 2024

令和6年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像及びアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定しました。

(6) こども基本法の概要

「こども基本法」は令和5年4月1日に施行されました。その目的及び基本理念の概要は以下のとおりです。

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

(7) こども大綱における基本的な方針

「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

こども施策に
関する基本的
な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(8) こども施策に関する重要事項

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を以下のよう
に示しています。

1 ライフス テージを通した重 要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困の解消に向けた対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフス テージ別の重要事 項

- こどもの誕生前から幼児期まで
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健／医療の確保／
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等／
居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やここ
ろのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報
提供や教育／いじめ防止／不登校のこどもへの支援／校則の見直し／
体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の
安定／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援／悩みや
不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者 への支援に関 する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促
進・拡大
- ひとり親家庭への支援

2 計画策定の趣旨

本市では、令和2年3月策定の「第2期小城市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前計画」という。）により、安心して子どもを産み・育てることができる地域社会をつくるという考えのもと、「子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち」を基本理念として、幼児期の学校教育・保育の提供・充実及び次世代育成支援に関する様々な取組を推進してきました。

しかし、我が国では、深刻な少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、こどもや子育て家庭、若者世代の抱える様々な課題の複雑化・顕在化などが課題となっており、これからの社会を担う全てのこどもや若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現が強く求められるようになっていきます。

今回、上記のような社会的状況と、前計画が令和6年度をもって終了することを踏まえ、引き続き幼児期の学校教育・保育の提供や地域における子育て支援の拡充に努めるとともに、こどもや若者、子育て当事者たる保護者が幸せに本市で暮らし続けることができるよう、こどもと若者にかかわる取組を一元的・総合的に推進するための計画として、「小城市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

3 計画の位置づけ

（1）こども基本法に基づく「市町村こども計画」

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」を核としてきた前計画に対し、本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」としてこども大綱等を勘案するとともに、本市における以下の計画・取組を包含し、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定するものとします。

【包含する計画】

- 次世代育成支援地域行動計画
- 子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策

【一体的な策定となる計画】

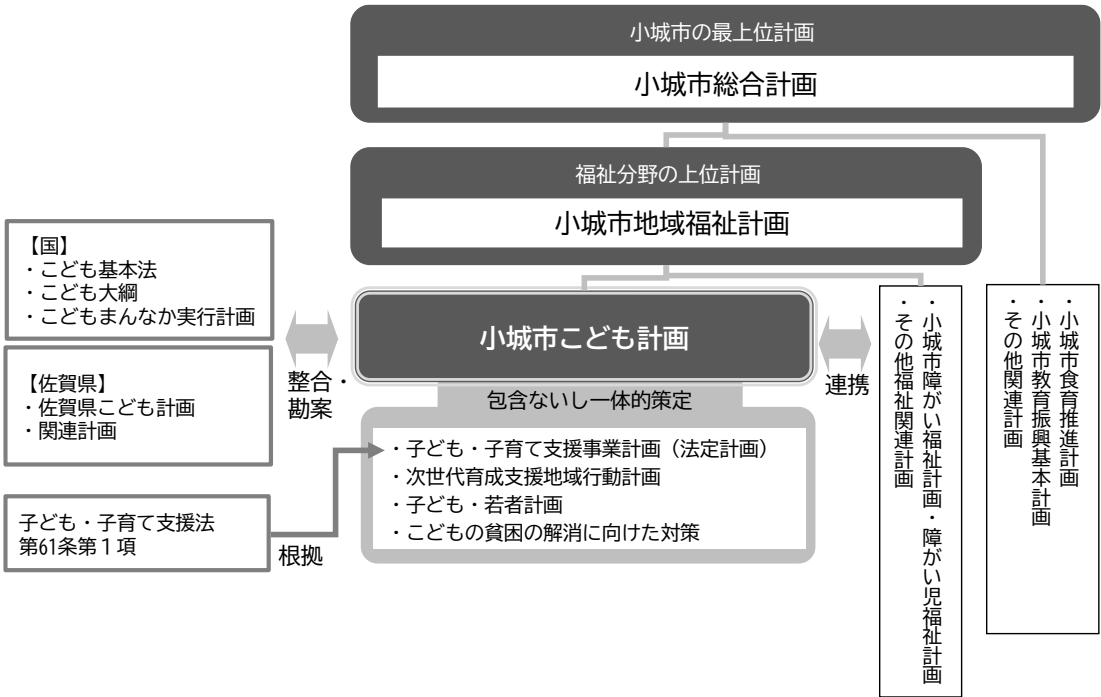
- 第3期「市町村子ども・子育て支援事業計画」

(2) 関連計画との関係

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と子ども・子育て支援法を根拠とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。

本市の最上位計画である「小城市総合計画」における諸施策と方向性を共にし、国・佐賀県による関連計画や、本市の福祉分野の上位計画となる「小城市地域福祉計画」ほか各種計画等との整合・連携を図り策定しています。

▼ 関連計画との関係



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や佐賀県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

▼ 計画の期間

令和 2年度	～	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(前計画) 小城市子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)			(本計画) 小城市こども計画 (令和7年度～令和11年度)				

5 計画の策定体制

(1) 小城市子ども・子育て会議

本計画策定にあたっては、学識経験のある者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者、市長が必要と認める者等により構成される「小城市子ども・子育て会議」において、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。なお、市長が必要と認める者として、主任児童委員、労働者、市民団体、公募による市民のほか、大学生への委嘱を行い参加を得ています。

(2) 市民アンケート調査

本計画において推進する施策の検討にあたり、市民の子育てに関する実態や意見等を把握するため「就学前児童(0歳～5歳)の保護者」「小学生児童(1年～6年)の保護者」「市内小学5年生の保護者と児童」「市内中学2年生の保護者と生徒」「15歳～39歳(令和6年4月1日時点)の市民」へのアンケート調査を実施しました。

(3) こどもの意見聴取

アンケート等の統計調査では把握の難しい中学校卒業後のこども自身の声を計画策定の参考とするため、市内の高校に通う高校生の参加による「小城市こども計画 高校生ワークショップ」を実施し、若者にとって住みやすいまち、こどもや子育てにやさしいまちなどについての意見をもらいました。

(4) パブリック・コメントの実施

本計画素案の段階で市民意見募集(パブリック・コメント)を実施し、寄せられた意見を踏まえて計画策定を行いました。

第2章

小城市のこども・若者を 取り巻く現状

1 統計等からみられる現状

(1) 人口・世帯数

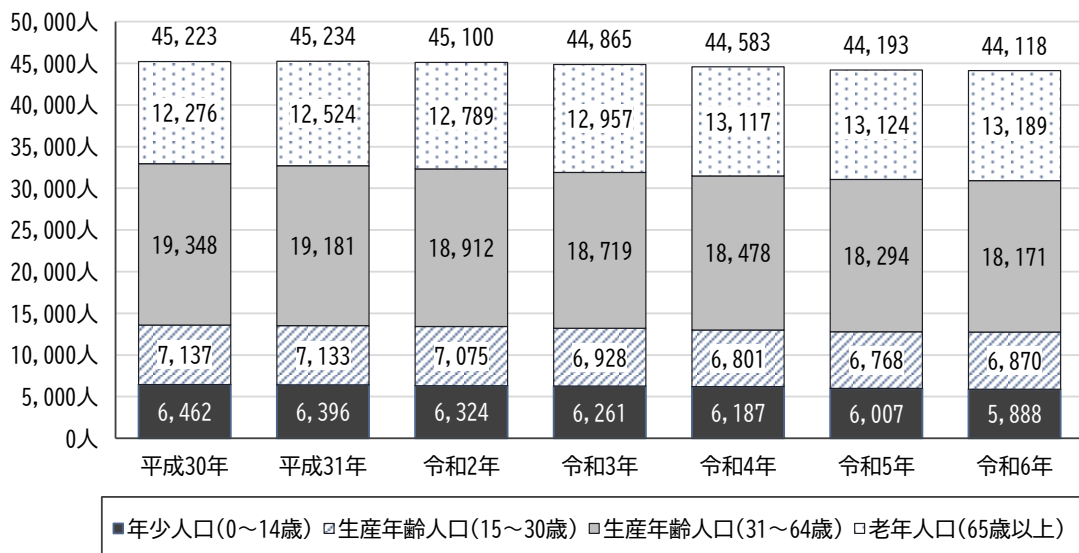
①総人口・年齢層別人口

本市の総人口は平成31年をピークに減少傾向にあり、平成31年の45,234人が、令和6年では44,118人となっています。

年齢層別に同期間（平成31年～令和6年）の人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は508人、生産年齢人口（15～30歳）は263人、生産年齢人口（31～64歳）は1,010人の減少となっており、老年人口（65歳以上）は665人の増加となっています。

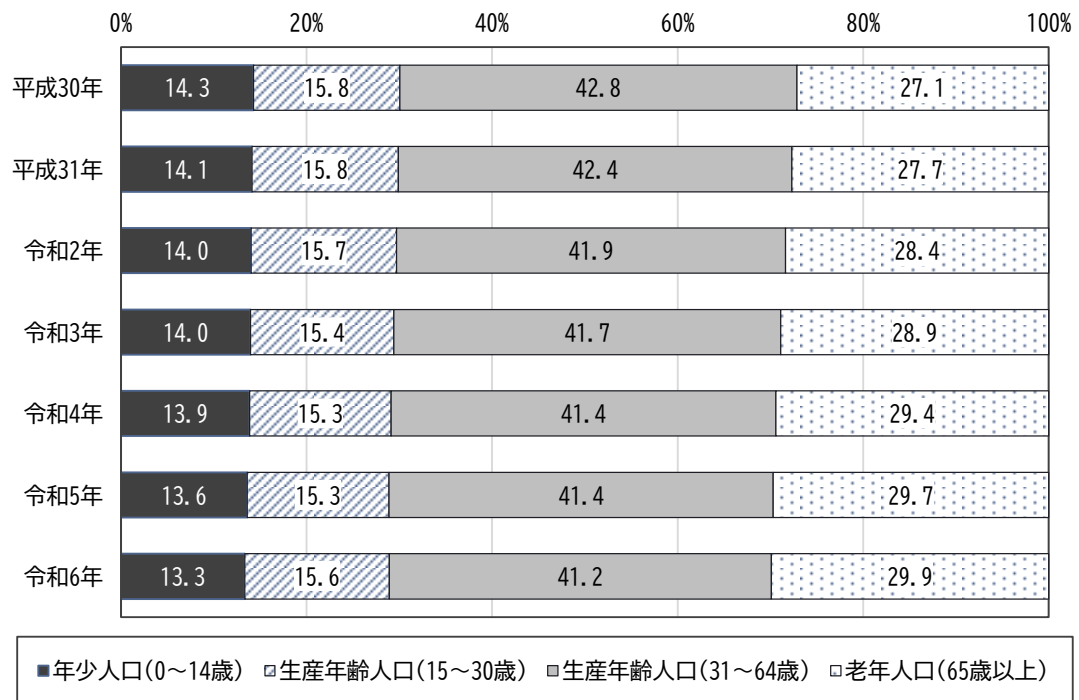
年齢層別人口の割合においても、年少人口の割合が継続的に下降し、老年人口の割合が継続的に上昇しており、少子高齢化が進行している状況です。

▼ 年齢層別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

▼ 年齢層別人口の割合の推移

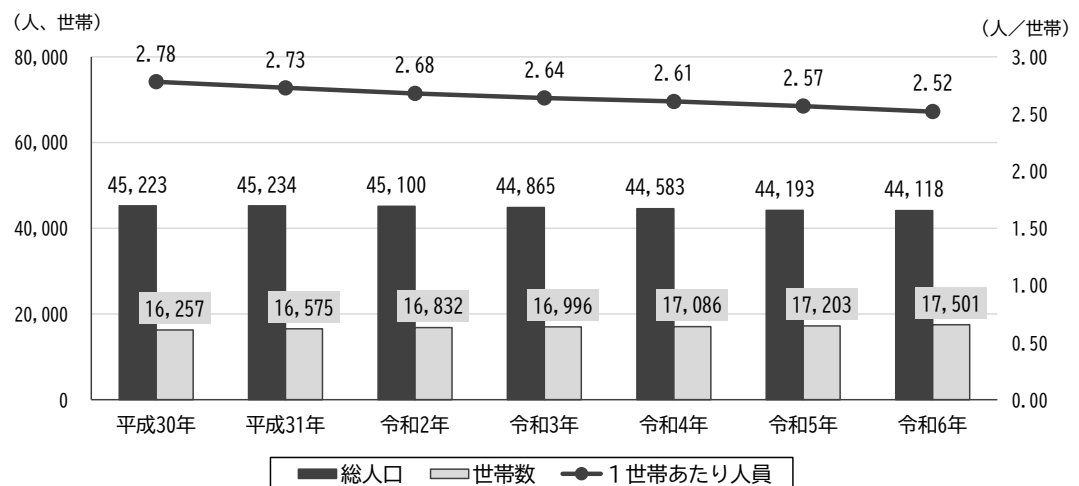


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②世帯数と1世帯当たり人員

世帯数は平成30年から令和6年まで継続的に増加していますが、総人口は平成31年以降減少していることから、1世帯あたりの人員は平成30年の2.78から令和6年の2.52まで継続的に減少しています。

▼ 世帯数と1世帯当たり人員の推移



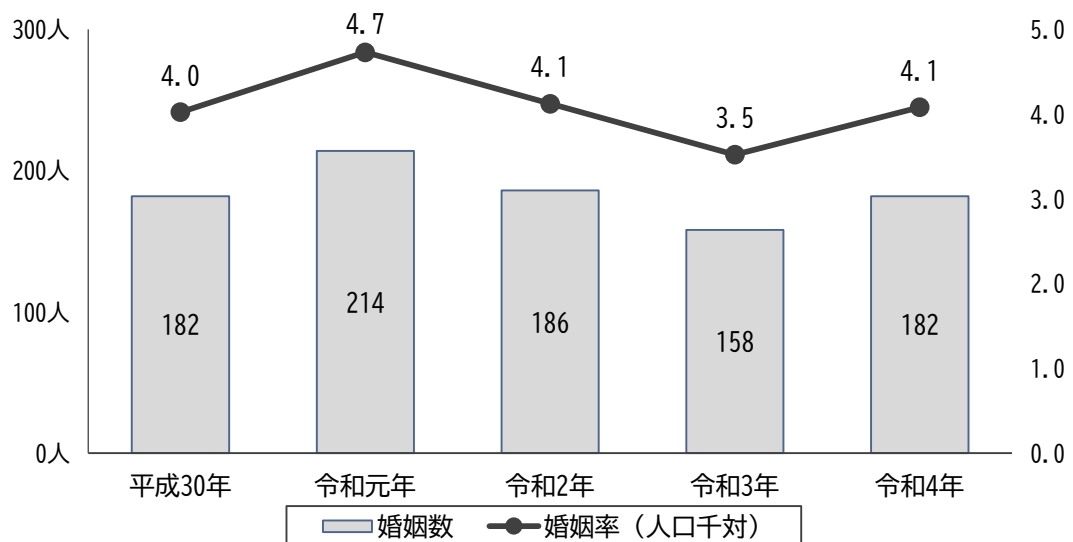
資料：総人口 住民基本台帳（各年4月1日）／世帯数 行政区別人口・世帯数（各年3月31日）

(2) 結婚・出生・就労

① 婚姻数・婚姻率

婚姻数及び婚姻率（人口千対）は令和元年から令和3年まで下降が続きましたが、令和4年には上昇に転じています。

▼ 婚姻数・婚姻率の推移

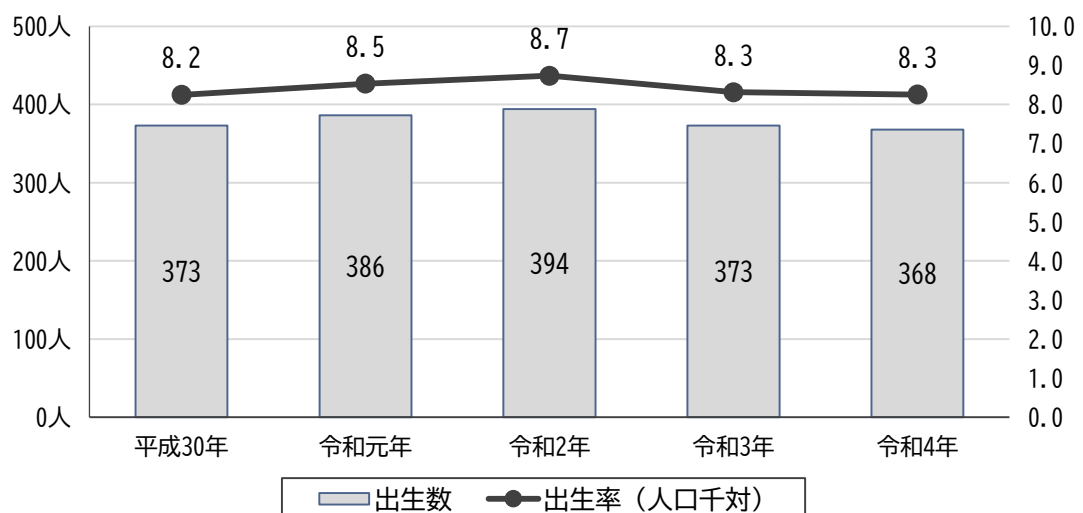


資料：人口動態統計（さが統計情報館）

② 出生数・出生率

出生数・出生率（人口千対）は平成30年から令和2年まで上昇が続きましたが、出生数は令和3年、令和4年にかけて下降しています。令和3年から令和4年にかけて人口も減少しているため、出生率は横ばいとなっています。

▼ 出生率の推移

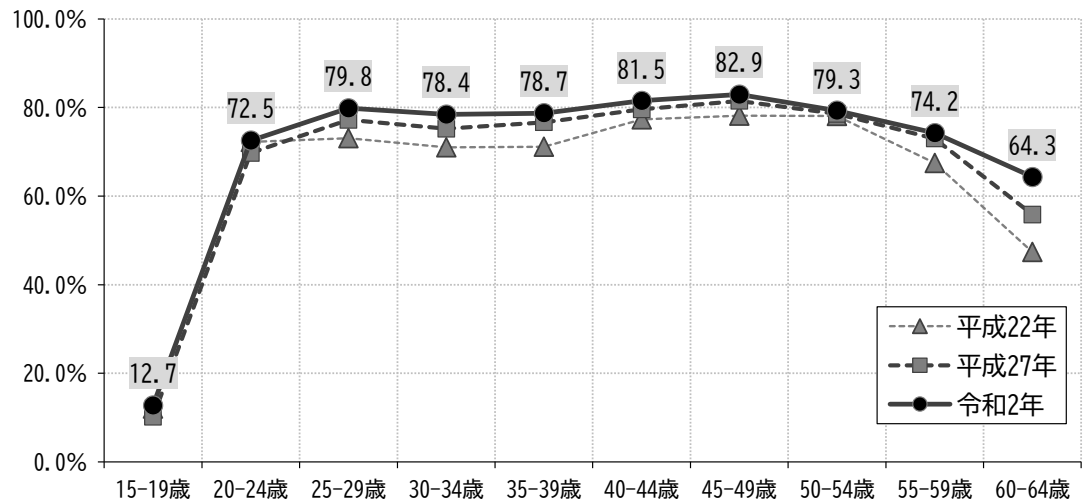


資料：人口動態統計（さが統計情報館）

③女性の就労状況

女性の就労状況をみると、働く女性の割合が出産～子育て期に一旦低くなる、いわゆる「M字曲線」は非常に緩やかです。20歳代後半から30歳代までで僅かな下降がみられるものの、そのカーブは平成22年、平成27年と比べて緩やかになってきており、本市においては子育て期と考えられる女性が仕事を離れずに就労を続ける傾向は大きいことがわかります。

▼ 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

(3) こどもを取り巻く様々な状況

①18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳所持者数

18歳未満の障害者手帳の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は年による増減をみせながらわずかずつ増加の傾向にあり、療育手帳は平成30年以降、継続的に増加しています。

▼ 18歳未満の障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
身体障害者手帳	36	33	37	38	37	40
療育手帳	81	95	96	101	103	116

資料：小城市障がい者プラン

②外国につながる世帯の状況

全世帯数に対する外国人のいる世帯の割合は、1.20%（令和4年）から1.85%（令和2年）までの幅で年による増減がみられ、一律の上昇ないし下降の傾向はみられません。令和4年から令和6年にかけては上昇が続いています。

▼ 世帯数と外国人のいる世帯数の推移

単位：世帯

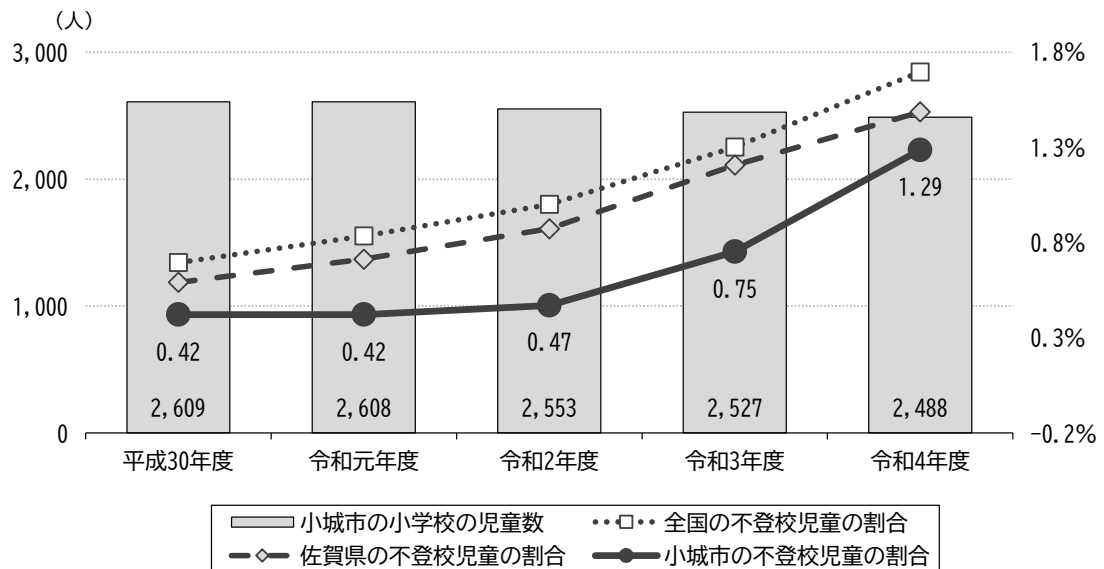
	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
世帯数(A)	16,587	16,830	16,999	17,097	17,203	17,510
外国人のいる 世帯数(B)	225	311	282	205	210	294
(A)に占める (B)の割合	1.36%	1.85%	1.66%	1.20%	1.22%	1.68%

資料：指定区別年齢別男女別人口調、国籍別年齢別男女別人員調査

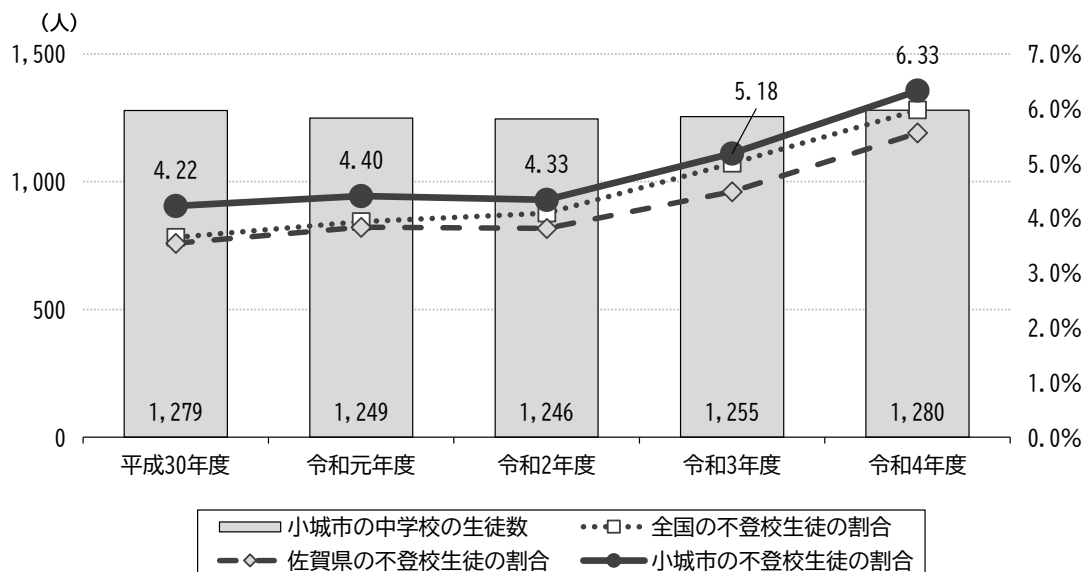
③小中学校における不登校児童生徒数

本市では、小学校の児童数は減少が続いており中学校の生徒数は令和2年度以降増加が続いています。児童生徒数に対する不登校の児童生徒数の割合は小学校・中学校とも上昇の傾向にあり、小学校では全国及び佐賀県よりも低い水準、中学校では全国及び佐賀県より高い水準で推移しています。

▼ 小学校の不登校児童の割合の推移



▼ 中学校の不登校生徒の割合の推移



資料：国・県は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査／小城市は庁内データ

2 教育・保育施設の状況

市内の教育・保育施設の状況及びその利用状況は以下のようになっています。

①幼稚園の利用状況

幼稚園は、3歳から小学就学までの幼児を保育し、年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。市内には「晴田幼稚園」（公立）の1施設があります。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数		90	90	90	90	90
利用人数 (市内1施設)	3歳	9	12	12	8	4
	4歳	10	10	12	13	7
	5歳	13	12	9	13	14
合 計		32	34	33	34	25

(年度末時点)

②認定こども園の利用状況

認定こども園は、幼稚園（1号）と保育園（2・3号）のそれぞれの良いところを活かした施設です。3歳児クラス（年少クラス）からは、同じクラスに1号で通園する児童と2号で通園する児童がいます。市内には、「認定こども園 三日月幼稚園」（公立）、「小城ルーテルこども園」「たちばな保育園」「おひさまこども園」「牛津ルーテルこども園」「牛津こどもの森」「あしかりこども園」（以上、私立）の7施設があります。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数		1,041	1,041	1,049	1,040	1,030
利用人数 (市内7施設)	0歳	59	58	64	62	65
	1歳	99	100	101	111	114
	2歳	121	122	126	132	139
	3歳	215	217	211	206	199
	4歳	226	215	220	216	204
	5歳	222	227	215	223	217
合 計		942	939	937	950	938

(年度末時点)

③保育園の利用状況

保育園は、保護者の就労などの理由により保育の必要を認められたこどもを、保護者に代わって保育する施設です。市内には、「小城保育園」「砥川保育園」（以上、公立）、「いわまつ保育園」「三里保育園」「さくら保育園」「砥川みのり保育園」（以上、私立）の6施設があります。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数		582	672	652	662	662
利用人数 (市内6施設)	0歳	47	50	44	45	42
	1歳	80	78	74	70	79
	2歳	86	96	91	86	75
	3歳	101	101	109	98	106
	4歳	101	112	104	107	99
	5歳	110	106	110	103	108
合 計		525	543	532	509	509

(年度末時点)

④小規模保育施設の利用状況

小規模保育施設は、少人数のこどもを預かる保育施設で、0歳児から2歳児までが対象です。市の定める認可基準を満たした施設が「小規模保育施設」として認可されます。市内には、「みどり保育園」「小規模保育園 おほほ」「砥川みのり小規模保育園」「小規模保育園 みらい」（以上、私立）、の4施設があります。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数		46	46	43	53	55
利用人数 (市内4施設)	0歳	12	12	12	17	13
	1歳	21	14	17	21	24
	2歳	8	17	13	17	17
合 計		41	43	42	55	54

(年度末時点)

⑤事業所内保育施設の利用状況

事業所内保育施設は、企業が事業所内の従業員のこどもに加えて、小城市の認可を受けて地域住民の保育を必要とするこどもにも保育を提供する施設です。市内には、「ひらまつ保育園」（私立）、の1施設があります。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数		0	60	60	60	60
利用人数 (市内1施設)	0歳	0	17	16	27	14
	1歳	0	14	16	13	17
	2歳	0	9	9	15	10
合 計		0	40	41	55	41

(年度末時点)

⑥企業主導型保育施設利用状況

企業主導型保育施設は、内閣府指導により、「認可保育園と同基準」で運営をしている施設のことです。市内には、「すまいる保育園」（私立）の1施設があります。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数		40	40	45	45	45
利用人数 (市内1施設)	0歳	8	8	8	4	5
	1歳	8	9	8	8	7
	2歳	8	9	10	8	8
	3歳	4	9	10	8	8
	4歳	0	4	8	9	8
	5歳	0	0	4	8	9
合 計		28	39	48	45	45

(年度末時点)

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

「子ども・子育て支援事業計画」のうち、「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況は以下のようになっています。

事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点事業 【単位：人(年延べ)】	8,346	9,534	11,627	13,859
妊婦健康診査 【単位：人(年延べ)】	377	369	336	290
乳児家庭全戸訪問事業 【単位：人(年)】	380	368	380	352
養育支援訪問事業 【単位：人(年延べ)】	194	190	103	31
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 【単位：人日(年延べ)】				
低学年	205	250	178	124
高学年	183	416	548	349
一時預かり事業 【単位：件(年延べ)】				
幼稚園	15,527	17,208	17,572	12,165
ファミリー・サポート・センター	1,250	1,234	1,028	1,005
延長保育事業 【単位：人(年延べ)】	636	680	589	595
病児保育事業 【単位：人(年延べ)】	229	323	359	473
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 【単位：人(登録者数)】				
1年生	191	179	208	206
2年生	165	158	152	177
3年生	92	110	115	116
4年生	62	46	54	79
5年生	22	24	20	25
6年生	5	6	13	8

4 市民アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

こどもの生活状況や、家庭の状況、市の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望などをうかがい、こどもや若者の支援に役立てるとともに、今後のこども・若者支援、子育て支援に関する施策を検討するために実施しました。

②調査対象

①子育て支援に関するアンケート調査

就学前児童の保護者／小学生児童の保護者（各1,000名を無作為抽出）

②子どもの生活アンケート

市内小学5年生の保護者と児童／市内中学2年生の保護者と生徒（全数）

③こども計画策定に関する調査(若者)

15歳～39歳（令和6年4月1日）の方（1,000名を無作為抽出）

③調査期間及び調査方法

①令和6年3月1日～3月19日

学校及び園を通じて配付、学校及び園を通じての回収と郵送回収の併用

②令和6年3月1日～3月19日

保護者：学校を通じて配付、回収／児童・生徒：学校で配付、記入、回収

③令和6年6月21日～7月21日

郵送配付／郵送回収及びWEB回答

④配付・回収状況

①子育て支援に関するアンケート調査

	配付数	回収数	回収率
就学前児童(0歳～5歳)の保護者	1,000票	630票	63.0%
小学生児童(1年～6年)の保護者	1,000票	680票	68.0%

②子どもの生活アンケート

	配付数	有効回収数	有効回収率
小学5年生の保護者	429票	349票	81.4%
中学2年生の保護者	423票	335票	79.2%
小学5年生の児童	429票	412票	96.0%
中学2年生の生徒	423票	373票	88.2%

③こども計画策定に関する調査(若者)

	配付数	有効回答数	有効回収率
15歳～39歳の市民	1,000票	209票	20.9%

(2) 子どもの生活アンケートにおける経済的な状況の分類

子どもの生活アンケートの保護者票では「世帯全体のおおよその年間収入（税込）」の設問（問19）と、「生計を同一にしている家族の人数」の設問（問2）を設けています。ここから、等価世帯収入の中央値を求め、「中央値の2分の1未満」に属する家庭を「A層」、「中央値以上」及び「中央値の2分の1以上中央値未満」に属する家庭を「B層」と表記し、経済的な状況別としてクロス集計を行っています。

(3) 結果概要の構成

本計画は、「こども大綱」を勘案することから、以下の結果概要では7種の調査全体を合わせ、同大綱における重要事項の内容を参考にまとめています。

また、以下において、調査名は次のように表記します。

- 就学前児童(0歳～5歳)の保護者：【就学前保護者】
- 小学生児童(1年～6年)の保護者：【小学生保護者】
- 小学5年生・中学2年生保護者：【小5中2保護者】
- 小学5年生・中学2年生：【小5】【中2】
- 15歳～39歳の市民：【若者】

(4) 結果の概要

こどもが権利の主体であること

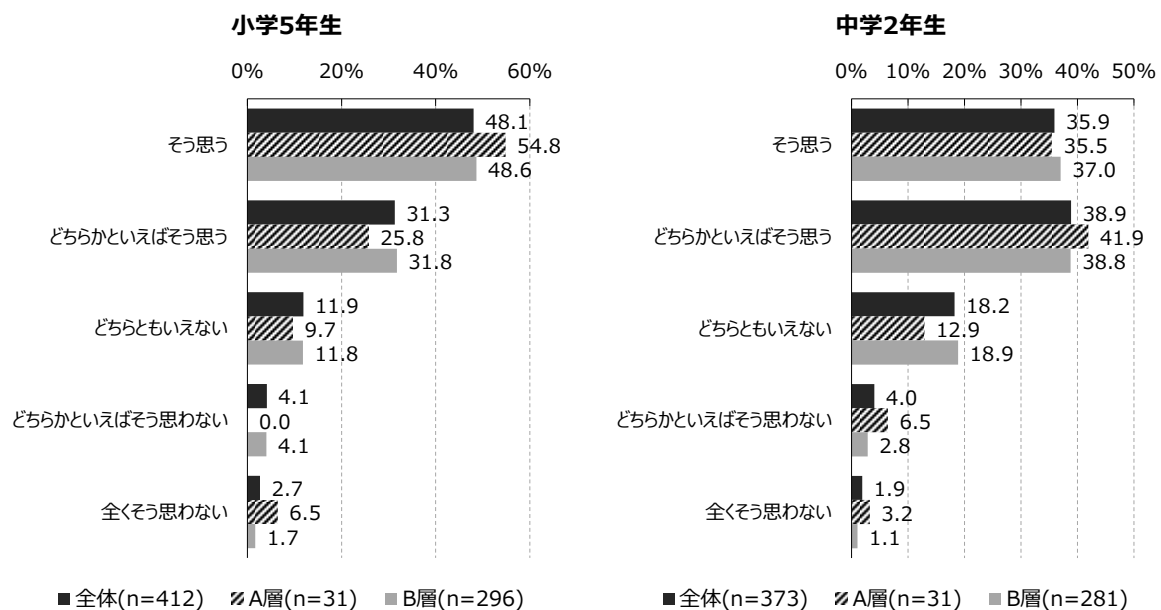
意見や考えが、大人に聞いてもらえていると思うか

【小5】【中2】

問 自分の意見や考えは、まわりの大人の人にきちんと聞いてもらえていると思いますか。

小学5年生では「そう思う」が48.1%と最も多く、「どちらかといえばそう思う」が31.3%、「どちらともいえない」が11.9%。

中学2年生では「どちらかといえばそう思う」が38.9%と最も多く、「そう思う」が35.9%、「どちらともいえない」が18.2%。



- 小学5年生では「そう思う」が最多だが、中学2年生では僅差ながら「どちらかといえばそう思う」が最多となる。
- 「どちらともいえない」は、自分の意見や考えに対する大人の反応がときにより異なるという感触をこどもが持っていることの表れとも考えられる。「どちらともいえない」は小学5年生で11.9%、中学2年生で18.2%となっており、年齢が上がると、大人の態度が一定していないと感じることが多くなっている可能性も考えられる。

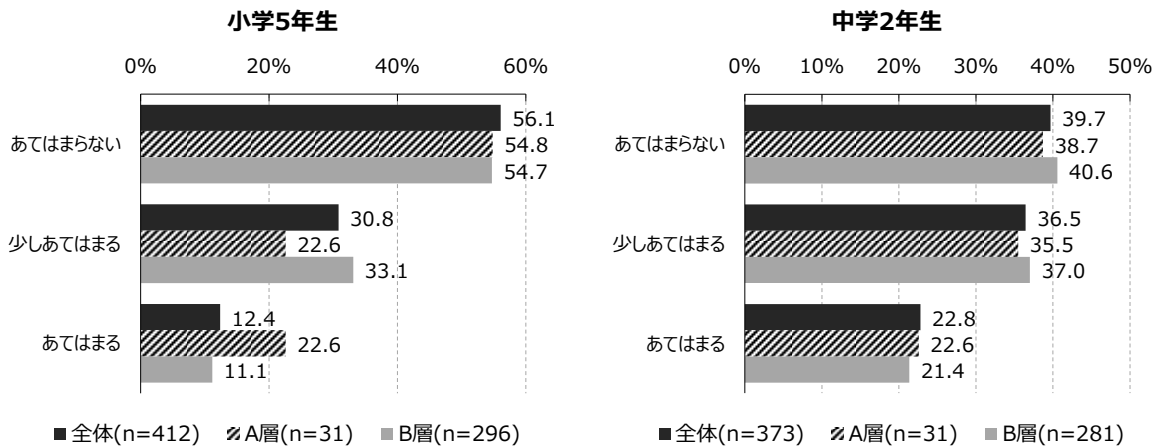
心配ごと・不安感

【小5】【中2】

問 あなたは「心配ごとが多く、いつも不安だ。」について、あてはまると思いますか。

小学5年生では「あてはまらない」が56.1%と最も多く、「少しあてはまる」が30.8%、「あてはまる」が12.4%。

中学2年生では「あてはまらない」が39.7%と最も多く、「少しあてはまる」が36.5%、「あてはまる」が22.8%。



- 「少しあてはまる」も、「あてはまる」も、小学5年生より中学2年生で割合が高く、年齢が上がる
と、心配ごと、不安感が大きくなっていく傾向がうかがえる。
- 小学5年生の「あてはまる」ではA層が全体よりも10.2ポイント多い。

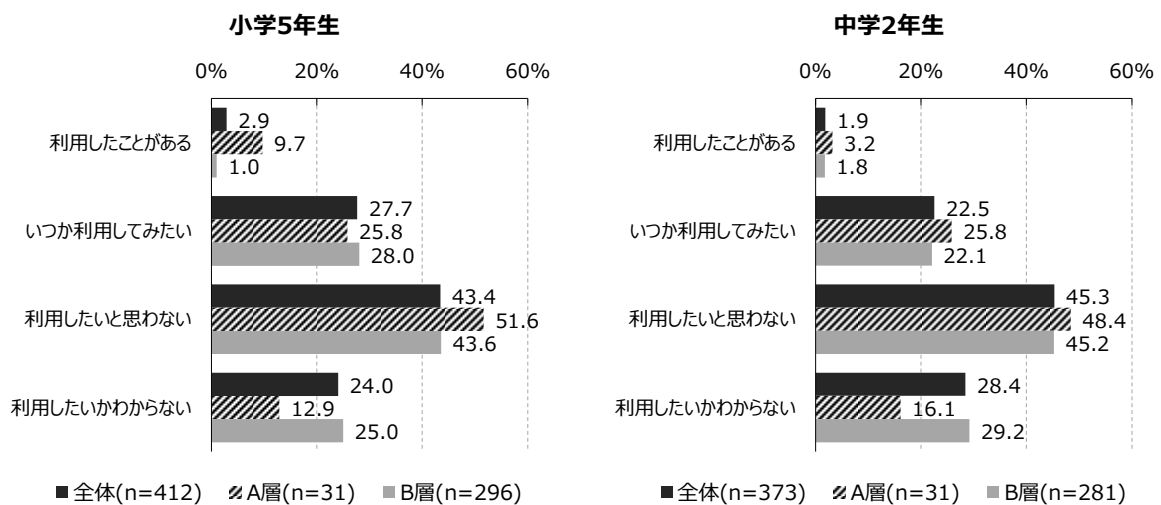
何でも相談できる場所の利用意向

【小5】【中2】

問 あなたは、「何でも相談できる場所（電話やネット相談をふくむ）」を利用したことがありますか。利用したことがない場合、いつか利用したいと思いますか。

小学5年生では「利用したいと思わない」が43.4%と最も多く、「いつか利用してみたい」が27.7%、「利用したいかわからない」が24.0%。

中学2年生では「利用したいと思わない」が45.3%と最も多く、「利用したいかわからない」が28.4%、「いつか利用してみたい」が22.5%。



- 「利用したいかわからない」が、小学5年生では24.0%、中学2年生では28.4%。「何でも相談できる場所」というものがどういったところなのか、こどもたちには具体的イメージができていないことも考えられる。

多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

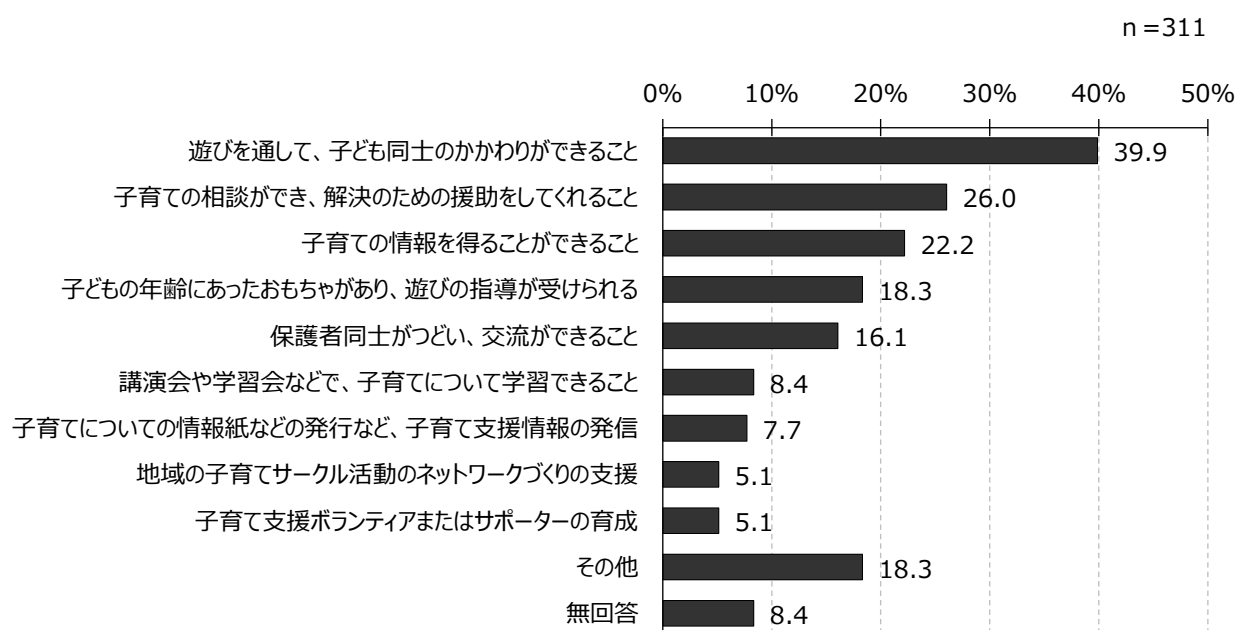
児童センター（ゆうゆう）に求めるもの

【小学生保護者】

問 児童センター（ゆうゆう）にどんなサービスがあれば利用したと思いますか。

（複数回答）

「遊びを通して、子ども同士のかかわりができること」が39.9%と最も多く、「子育ての相談ができ、解決のための援助をしてくれること」が26.0%、「子育ての情報を得ることができること」が22.2%、「子どもの年齢にあったおもちゃがあり、遊びの指導が受けられる」「その他」が18.3%。



- 第2位「子育ての相談ができ、解決のための援助をしてくれること」、第3位「子育ての情報を得ることができること」は、保護者に提供されるものだが、第1位「遊びを通して、子ども同士のかかわりができること」、第4位「子どもの年齢にあったおもちゃがあり、遊びの指導が受けられる」は、センター利用を通じてのこども自身の体験の広がりを期待するものとなっている。

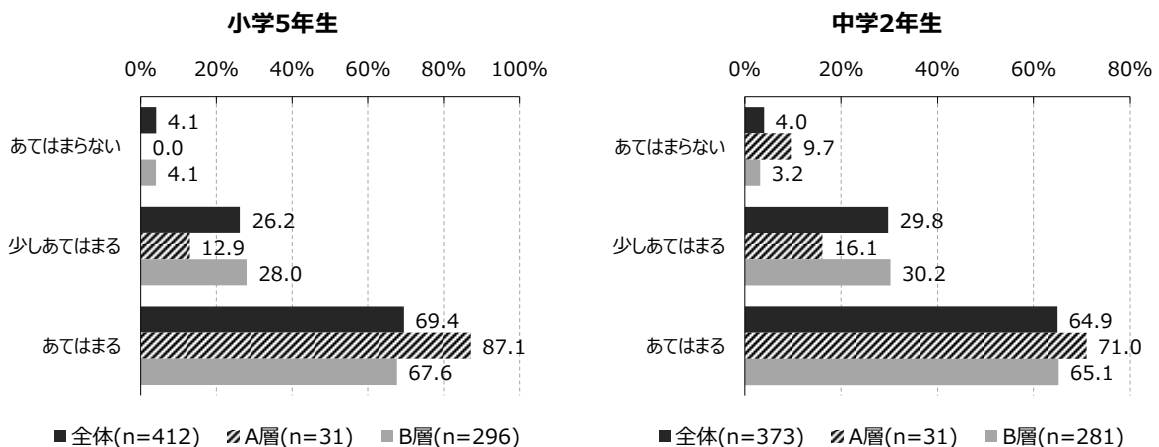
年下のこどもとの交流

【小5】【中2】

問 あなたは「年下の子どもたちにたいして、やさしくしている。」について、あてはまると思いますか。

小学5年生では「あてはまる」が69.4%と最も多く、「少しあてはまる」が26.2%、「あてはまらない」が4.1%。

中学2年生では「あてはまる」が64.9%と最も多く、「少しあてはまる」が29.8%、「あてはまらない」が4.0%。



- 小学5年生、中学2年生ともに「あてはまる」が最多となっている。同学年・同年齢だけではないこども同士の接点や交流の機会が少なくはないと推察できるが、厳密には「年下の子どもたち」が、自身の弟や妹のことである可能性もある。
- きょうだいであっても、地域のこどもであっても、自分より年下のこどもにやさしくできるということは、思春期・青年期～という将来に、「支えられていたこども側」から「支える大人側」へ成長するための大切な要素と考えられる。

切れ目のない保健・医療の提供

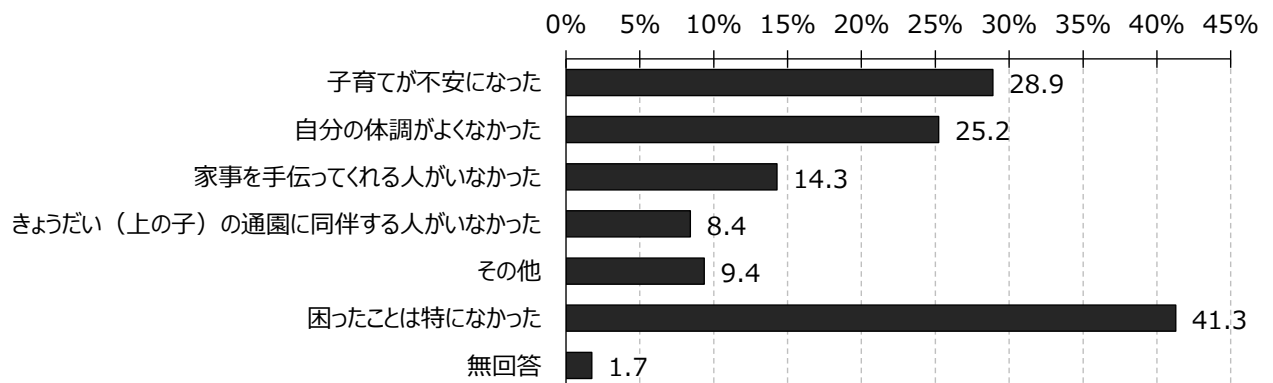
出産後に困ったこと

【就学前保護者】

問 お子さんを出産した後で、困ったことはありましたか。（複数回答）

「困ったことは特になかった」が41.3%と最も多く、「子育てが不安になった」が28.9%、「自分の体調がよくなかった」が25.2%、「家事を手伝ってくれる人がいなかった」が14.3%、「その他」が9.4%。

n=630



- 「子育てが不安になった」が 28.9%、「自分の体調がよくなかった」が 25.2%。いずれも、産後ケアの重要性をうかがわせる回答となっている。

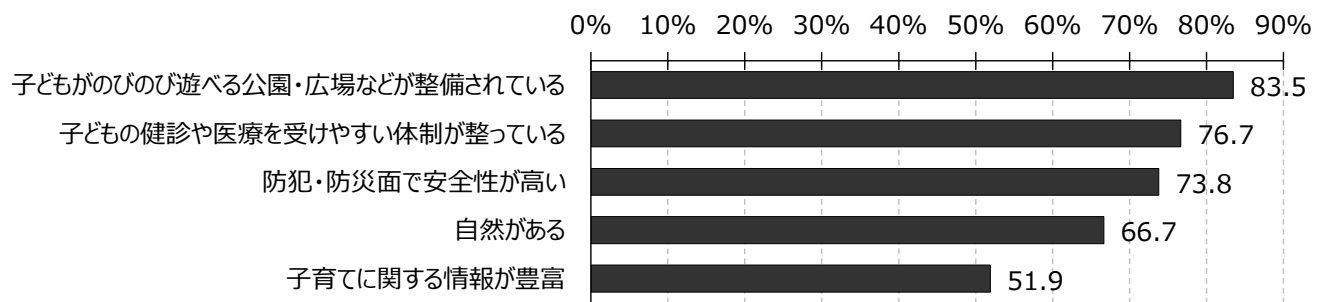
子育てのために重視したい環境

【就学前保護者】

問 あなたが、子育てのために重視したい環境、子育てしやすくするために必要と考える環境は何ですか。（複数回答）

「子どもがのびのび遊べる公園・広場などが整備されている」が83.5%と最も多く、「子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」が76.7%、「防犯・防災面で安全性が高い」が73.8%、「自然がある」が66.7%、「子育てに関する情報が豊富」が51.9%。

n = 630



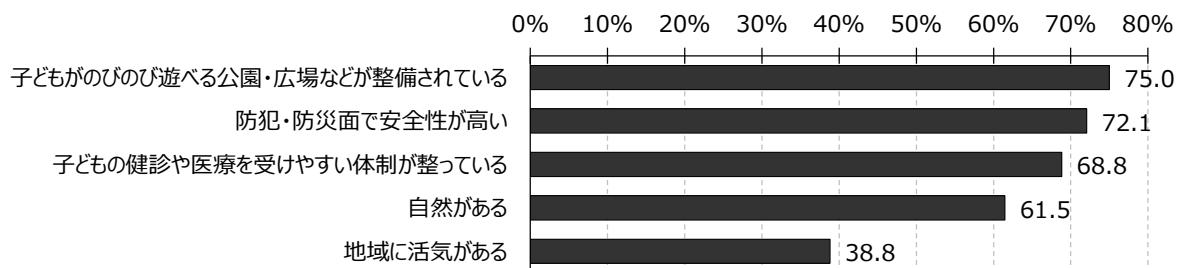
※上位 5 位を抜粋

【小学生保護者】

問 あなたが、子育てのために重視したい環境、子育てしやすくするために必要と考える環境は何ですか。（複数回答）

「子どもがのびのび遊べる公園・広場などが整備されている」が75.0%と最も多く、「防犯・防災面で安全性が高い」が72.1%、「子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」が68.8%、「自然がある」が61.5%、「地域に活気がある」が38.8%。

n = 680

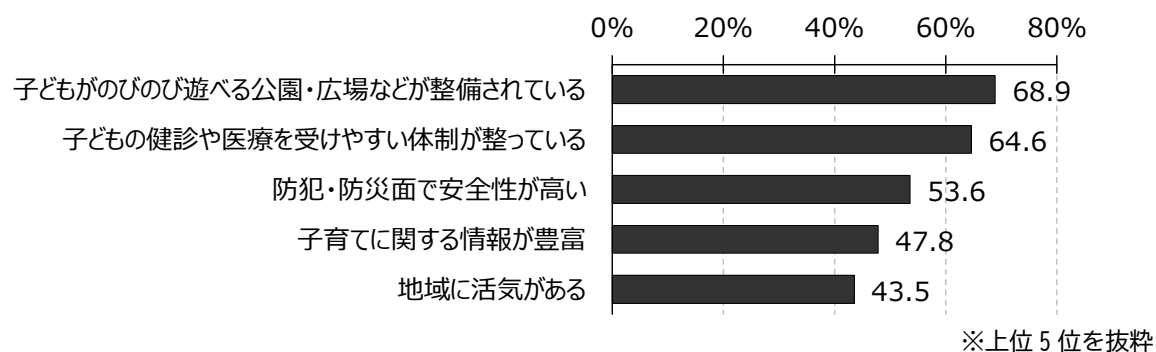


※上位 5 位を抜粋

問 あなたは、小城市が子どもや子育てにやさしい社会となるために何が重要だと思いますか。（複数回答）

「子どもがのびのび遊べる公園・広場などが整備されている」が68.9%と最も多く、「子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」が64.6%、「防犯・防災面で安全性が高い」が53.6%、「子育てに関する情報が豊富」が47.8%、「地域に活気がある」が43.5%。

n = 209



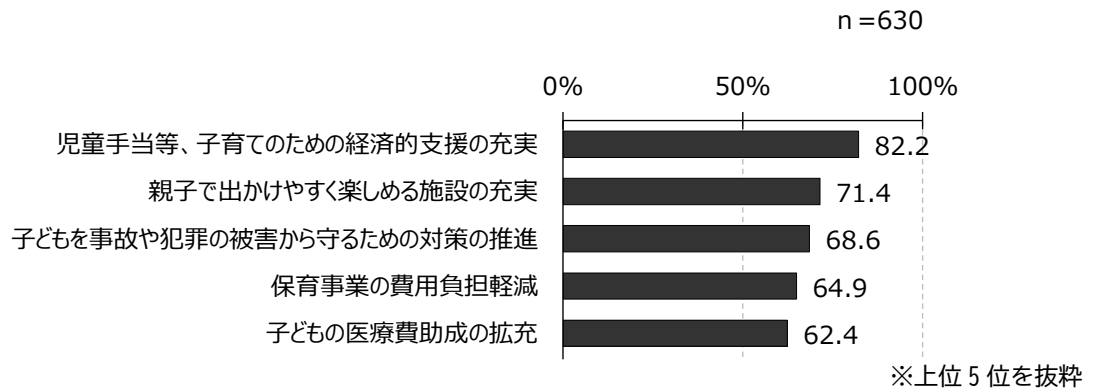
- 就学前保護者、小学生保護者、若者のいずれでも、14 の選択肢のうち上位3位以内に「子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」があげられている。
- 「子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」の割合は、小学生保護者(68.8%)より就学前保護者(76.7%)の方が高い。また、必ずしも現在子育て当事者にあたるとは限らない若者においても 64.6%となっている。

医療費助成の要望

【就学前保護者】

問 子どもを健やかに育てるために、市にどのようなことを期待しますか。（複数回答）

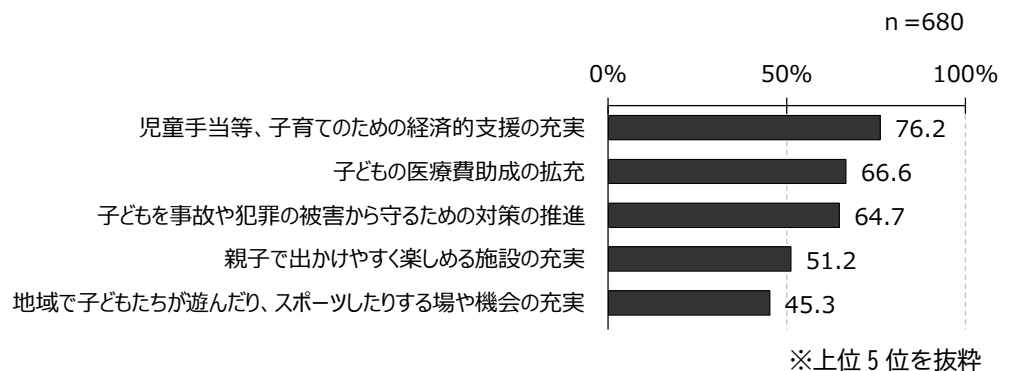
「児童手当等、子育てのための経済的支援の充実」が82.2%と最も多く、「親子で出かけやすく楽しめる施設の充実」が71.4%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が68.6%、「保育事業の費用負担軽減」が64.9%、「子どもの医療費助成の拡充」が62.4%。



【小学生保護者】

問 子どもを健やかに育てるために、市にどのようなことを期待しますか。（複数回答）

「児童手当等、子育てのための経済的支援の充実」が76.2%と最も多く、「子どもの医療費助成の拡充」が66.6%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が64.7%。



- 就学前保護者、小学生保護者のいずれでも、20 の選択肢のうち上位 5 位以内に「子どもの医療費助成の拡充」があげられている。医療費の助成は医療の提供体制とは異なる問題であるが、小児医療が受けやすくなるとよい、という要望の一環とも捉えられる。

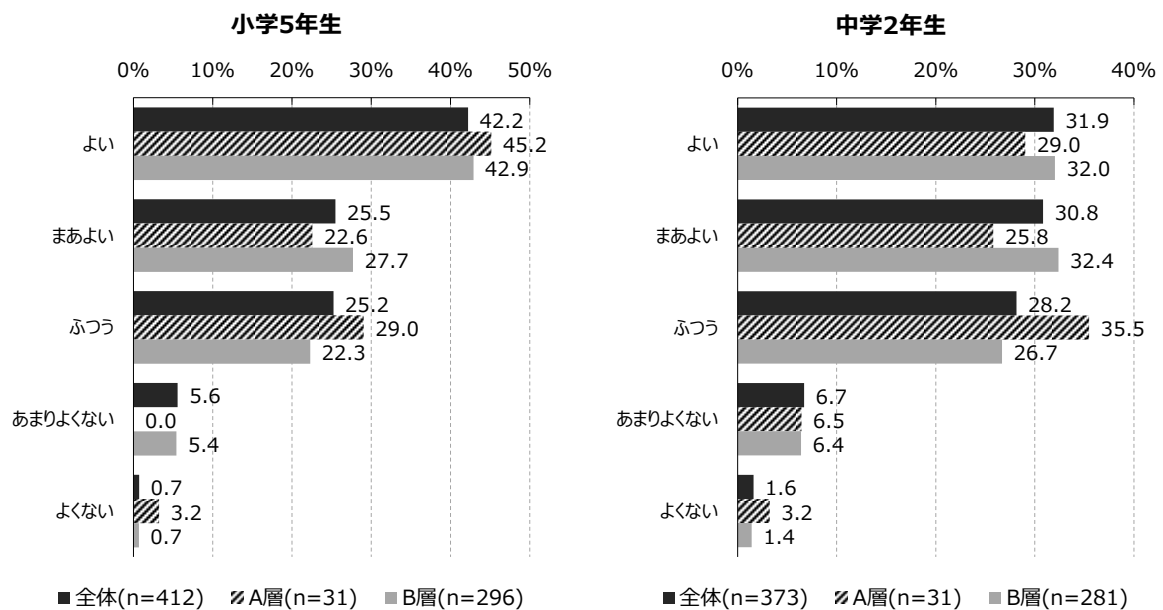
こどもの貧困の解消に向けた対策

経済的な状況とこどもの主観的健康観

【小5】【中2】

問 あなたの健康状態について教えてください。

小学5年生では「よい」が42.2%と最も多く、「まあよい」が25.5%、「ふつう」が25.2%。
 中学2年生では「よい」が31.9%と最も多く、「まあよい」が30.8%、「ふつう」が28.2%。

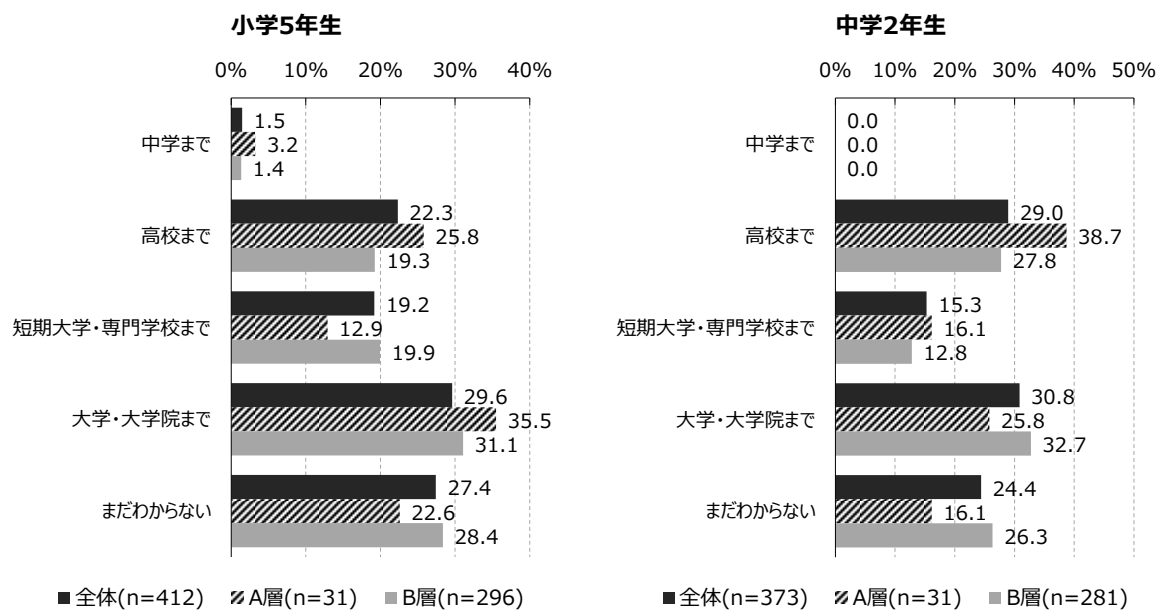


- 「よい」～「あまりよくない」では、経済的な状況との明らかな相関関係がみられない。「よくない」では、A層が全体・B層より多くなっている。

問 あなたは、しょうらい、どの学校まで進学したいですか。

小学5年生では「大学・大学院まで」が29.6%と最も多く、「まだわからない」が27.4%、「高校まで」が22.3%。

中学2年生では「大学・大学院まで」が30.8%と最も多く、「高校まで」が29.0%、「まだわからない」が24.4%。

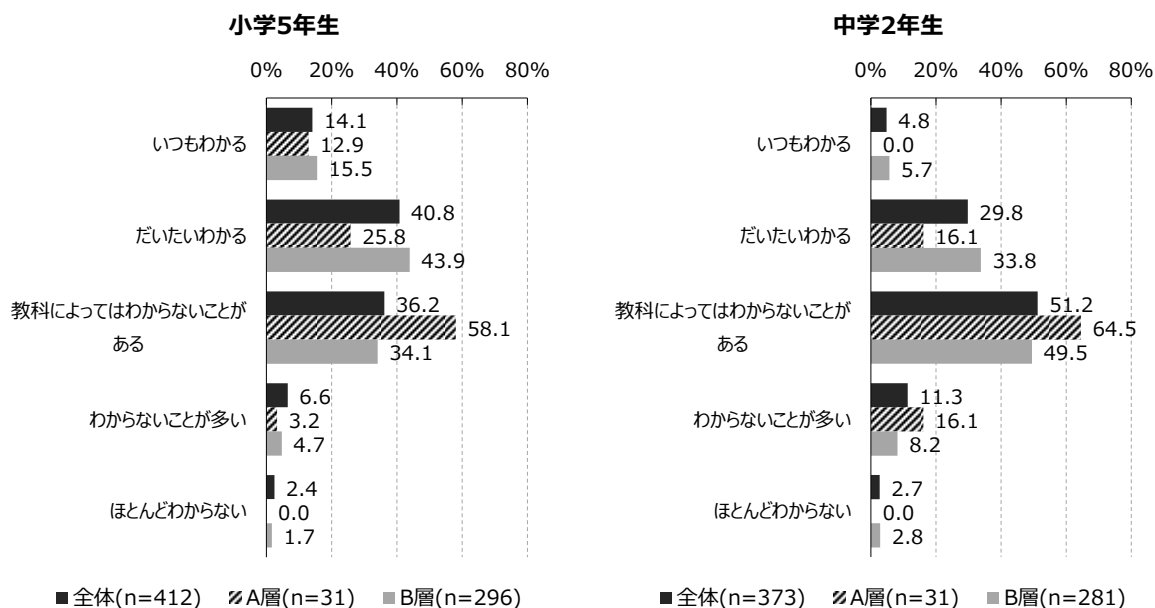


➤ 「高校まで」は、小学5年生、中学2年生ともA層が全体より多くなっている。

問 あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。

小学5年生では「だいたいわかる」が40.8%と最も多く、「教科によってはわからないことがある」が36.2%、「いつもわかる」が14.1%。

中学2年生では「教科によってはわからないことがある」が51.2%と最も多く、「だいたいわかる」が29.8%、「わからないことが多い」が11.3%。



- 「いつもわかる」「だいたいわかる」は、小学5年生、中学2年生ともA層が全体より少なく、「教科によってはわからないことがある」は小学5年生、中学2年生ともA層が全体より多い。

経済的な状況と朝食の摂取

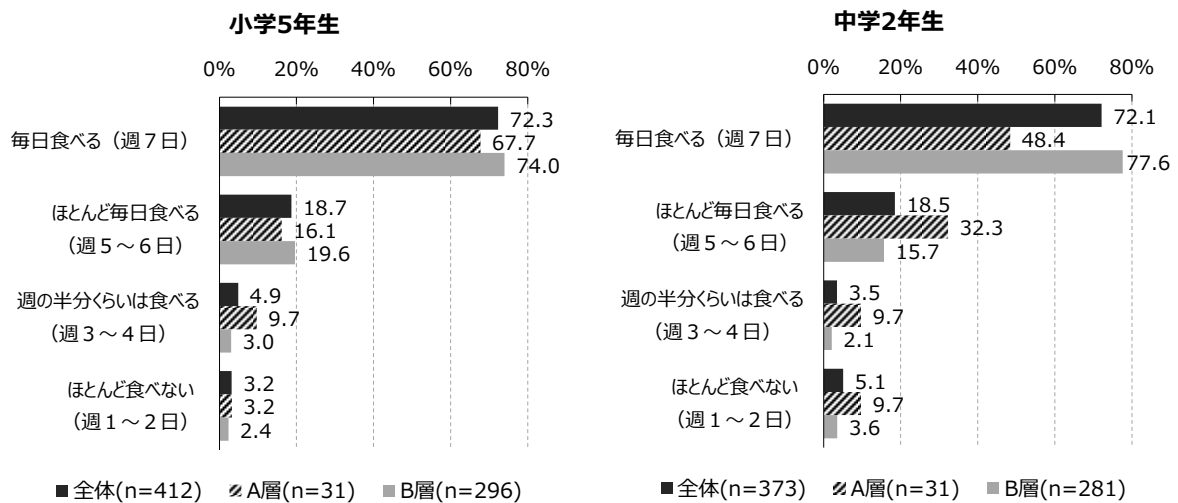
【小5】【中2】

問 あなたは、週にどのくらい朝食をとっていますか。

小学5年生では「毎日食べる（週7日）」が72.3%と最も多く、「ほとんど毎日食べる（週5～6日）」が18.7%、「週の半分くらいは食べる（週3～4日）」が4.9%。

中学2年生では「毎日食べる（週7日）」が72.1%と最も多く、「ほとんど毎日食べる（週5～6日）」が18.5%、「ほとんど食べない（週1～2日）」が5.1%。

「毎日食べる（週7日）」は、中学2年生ではA層が全体より23.7ポイント低い。



➤ 「毎日食べる（週7日）」と経済的な状況との相関がみられる。中学2年生の「毎日食べる（週7日）」「ほとんど食べない（週1～2日）」において、経済的な状況との相関が大きく表れている。

児童虐待防止・ヤングケアラーへの支援

子育てに不安になること

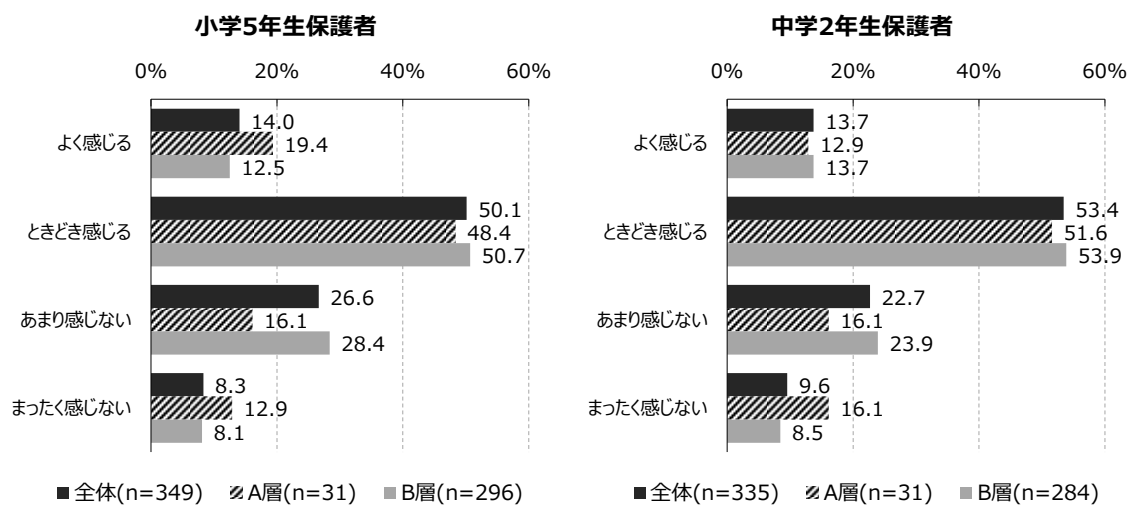
【小5中2保護者】

問 あなたは、子どもとの生活の中で「子育てに不安になることがある」と感じることはありますか。

小学5年生保護者では「ときどき感じる」が50.1%と最も多く、「あまり感じない」が26.6%、「よく感じる」が14.0%。

中学2年生保護者では「ときどき感じる」が53.4%と最も多く、「あまり感じない」が22.7%、「よく感じる」が13.7%。

「よく感じる」は、小学5年生保護者ではA層が全体より多い。



一人ぼっちで子育てをしている感じ

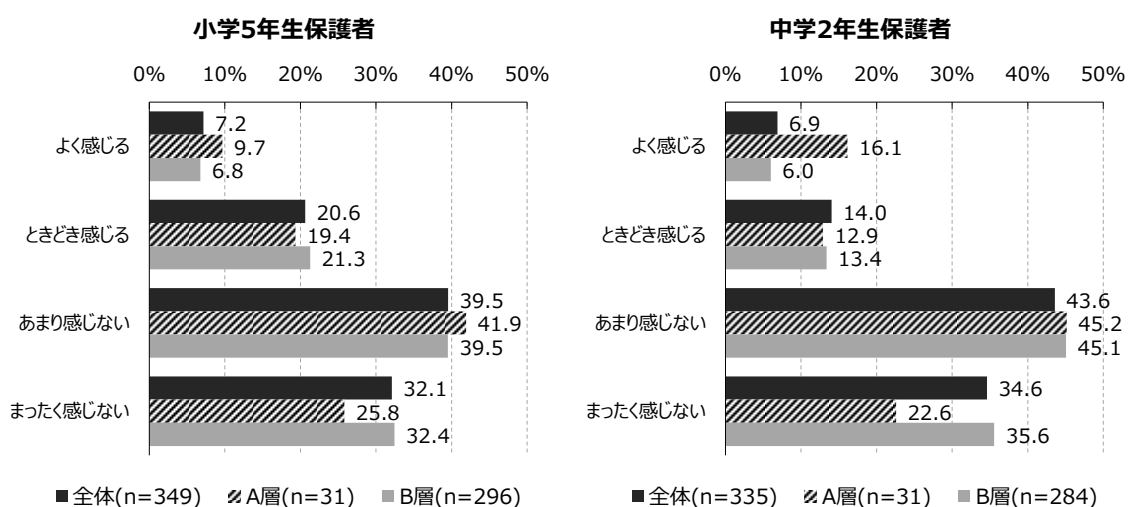
【小5中2保護者】

問 あなたは、子どもとの生活の中で「一人ぼっちで子育てをしている感じがする」と感じることはありますか。

小学5年生保護者では「あまり感じない」が39.5%と最も多く、「まったく感じない」が32.1%、「ときどき感じる」が20.6%。

中学2年生保護者では「あまり感じない」が43.6%と最も多く、「まったく感じない」が34.6%、「ときどき感じる」が14.0%。

「よく感じる」をみると、中学2年生保護者では9.2ポイントの差で、A層が全体より多い。

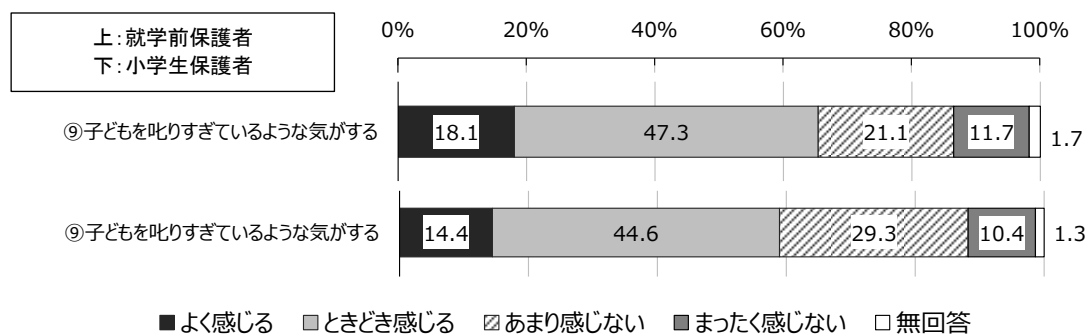


子どもを叱りすぎているような気がする

【就学前保護者】【小学生保護者】

問 子育てをしていて「子どもを叱りすぎているような気がする」と感じることはありますか。

「よく感じる」は就学前保護者で18.1%、小学生保護者で14.4%となっている。



※報告書から当該設問部分を抜き出し

- 「子育てに不安になること」「一人ぼっちで子育てをしている感じ」の回答が、そのままネグレクトや児童虐待につながるといった短絡的な議論になってはならない。しかし、子育て当事者の不安感や孤立感に対しては少しでも早く支援の手が差し伸べられることが望ましい。
- 「子どもを叱りすぎているような気がする」も同様である。イコール虐待といえるものでは決していない。ただし、就学前保護者の方が「よく感じる」「ときどき感じる」とも小学生保護者より多く、乳幼児期のこどもの保護者が気軽に相談できる体制づくりの重要性がうかがえる。

こどもによる家族の世話

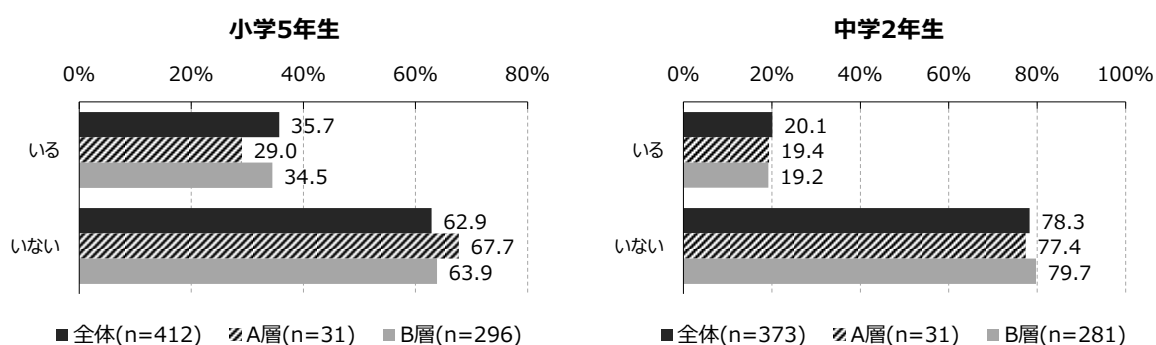
【小5】【中2】

問 家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。

※ここで「お世話」とは、大人がしているような家事や家族のお世話をことをいいます。たとえば、食事の用意や、そうじ・せんたく・買い物などの家事、着がえやおふろ・トイレの手つだいなどです。

小学5年生では「いる」が35.7%、「いない」が62.9%。

中学2年生では「いる」が20.1%、「いない」が78.3%。



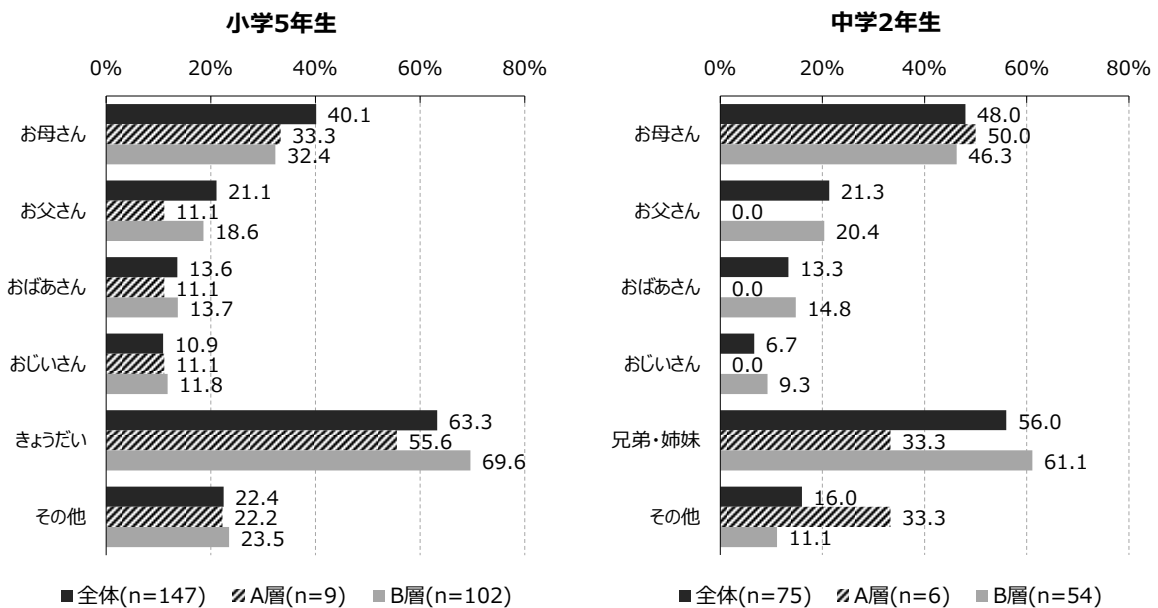
「お世話をしている人がいる」人のお世話の対象

【小5】【中2】

問 あなたは、だれのお世話をしていますか。(複数回答)

小学5年生では「きょうだい」が63.3%と最も多く、「お母さん」が40.1%、「その他」が22.4%。

中学2年生では「兄弟・姉妹」が56.0%と最も多く、「お母さん」が48.0%、「お父さん」が21.3%。



- お世話をしている家族がいる場合の対象で、祖父・祖母より兄弟・姉妹が多いことは、小5・中2保護者への調査における同居家族の設問(問2)で、小学5年生・中学2年生とも、祖父・祖母が「いない」が過半数となっており、こどもと祖父・祖母の同居が少ない状況にあることにもよると思われる。

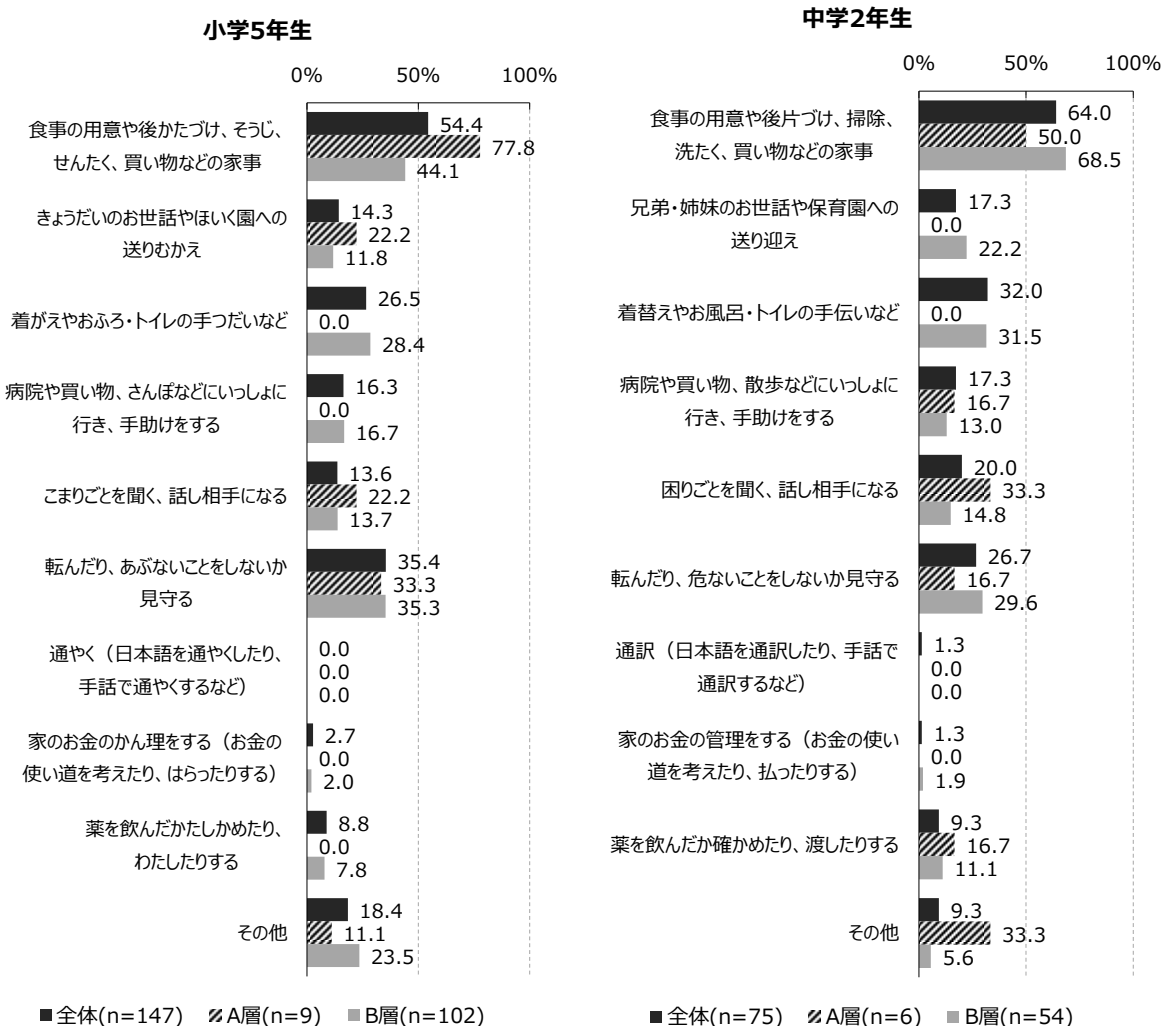
「世話をしている人がいる」人のお世話の内容

【小5】【中2】

問 あなたは、どのようなお世話をしていますか。（複数回答）

小学5年生では「食事の用意や後かたづけ、そうじ、せんたく、買い物などの家事」が54.4%と最も多く、「転んだり、あぶないことをしないか見守る」が35.4%、「着がえやおふろ・トイレの手つだいなど」が26.5%。

中学2年生では「食事の用意や後片づけ、掃除、洗たく、買い物などの家事」が64.0%と最も多く、「着替えやお風呂・トイレの手伝いなど」が32.0%、「転んだり、危ないことをしないか見守る」が26.7%。



- 「家事や家族のお世話をしているこども＝ヤングケアラー」とはいえない。ヤングケアラーの存在について今回の調査のみで量ることには限界がある。
- 家族のお世話には思いやりの心を育む良い面もあり、上記回答の内容が過度な負担になっていないか、こどもらしく過ごす権利の侵害につながっていないかなど、個々のケースを慎重に確認することが今後重要と考えられる。

こどもの自己肯定感・悩みの相談

こどもの自己評価

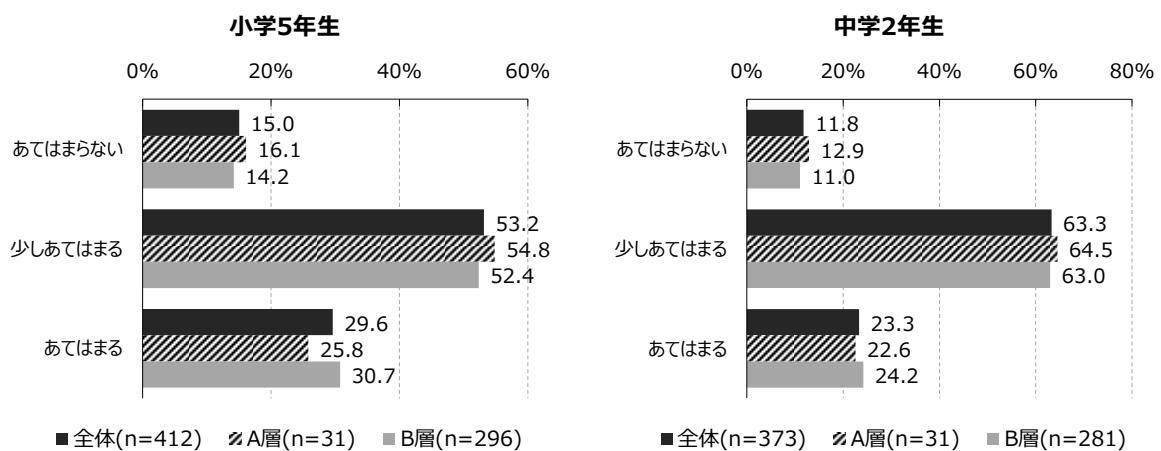
【小5】【中2】

問 あなたは「同じくらいの年れいの子どもからは、だいたい好かれている。」について、あてはまると思いますか。

小学5年生では「少しあてはまる」が53.2%と最も多く、「あてはまる」が29.6%、「あてはまらない」が15.0%。

中学2年生では「少しあてはまる」が63.3%と最も多く、「あてはまる」が23.3%、「あてはまらない」が11.8%。

「あてはまらない」において、学齢によらずA層が全体よりわずかながら多い。



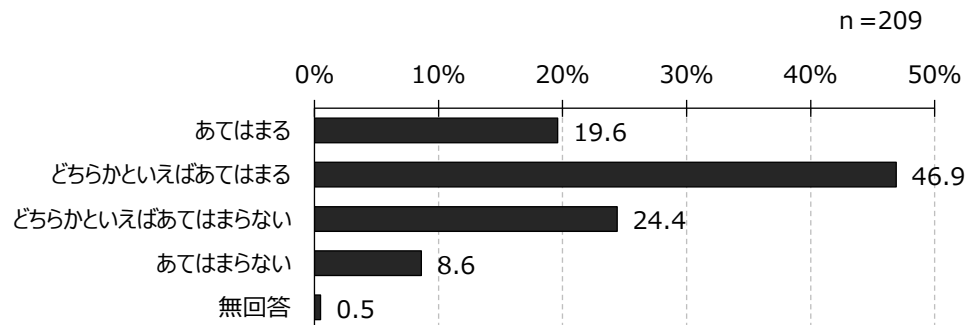
- 自己肯定感や道徳性、社会性などを育み、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身につけるべき時期にあるこどもが、家庭の経済的状況などにかかわらず自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要。

若者の自己肯定感・自己についての満足感

【若者】

問 あなた自身について、「今の自分が好きだ」はどのくらいあてはまりますか。

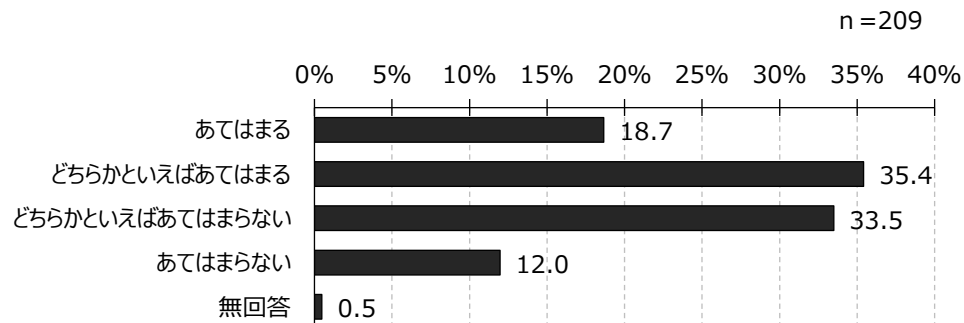
「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」を合わせた「あてはまる」が66.5%。



【若者】

問 あなた自身について、「自分自身に満足している」はどのくらいあてはまりますか。

「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」を合わせた「あてはまる」が54.1%。



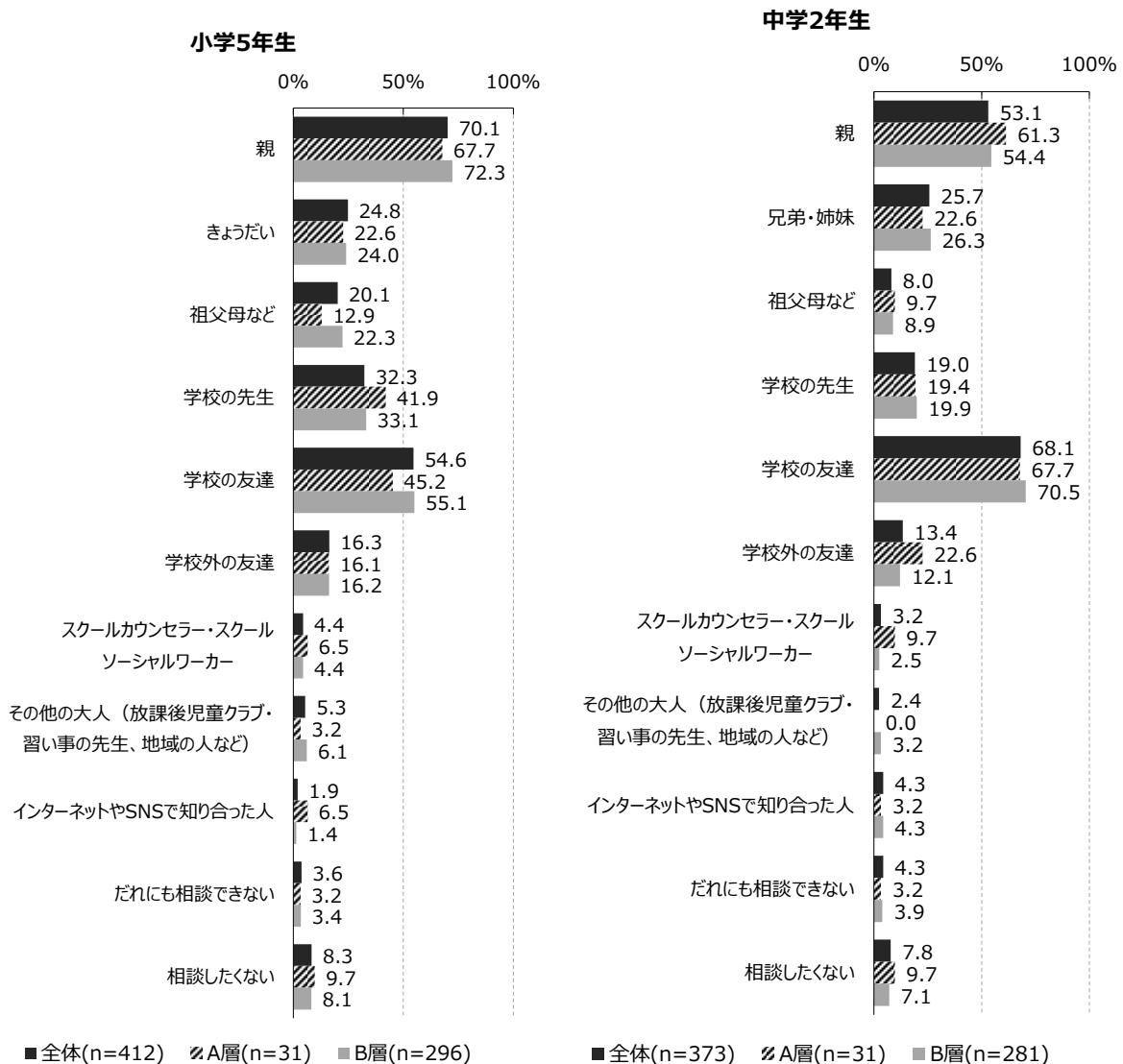
- 若者世代の自己肯定感、自己についての満足感が高いが、いずれの設問においても「あてはまらない」の回答がみられる。
- 若者調査の回答者の年齢構成は、「35歳～39歳」が33.5%と最も多く、「30歳～34歳」が27.3%、「15歳～19歳」が18.7%、「25歳～29歳」が13.4%、「20歳～24歳」が7.2%。上記は30歳代以上が過半数となる回答内容。

困りごとや悩みごとの相談先

【小5】【中2】

問 こまっていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人はだれですか。（複数回答）

小学5年生では「親」が70.1%と最も多く、「学校の友達」が54.6%、「学校の先生」が32.3%。中学2年生では「学校の友達」が68.1%と最も多く、「親」が53.1%、「兄弟・姉妹」が25.7%。



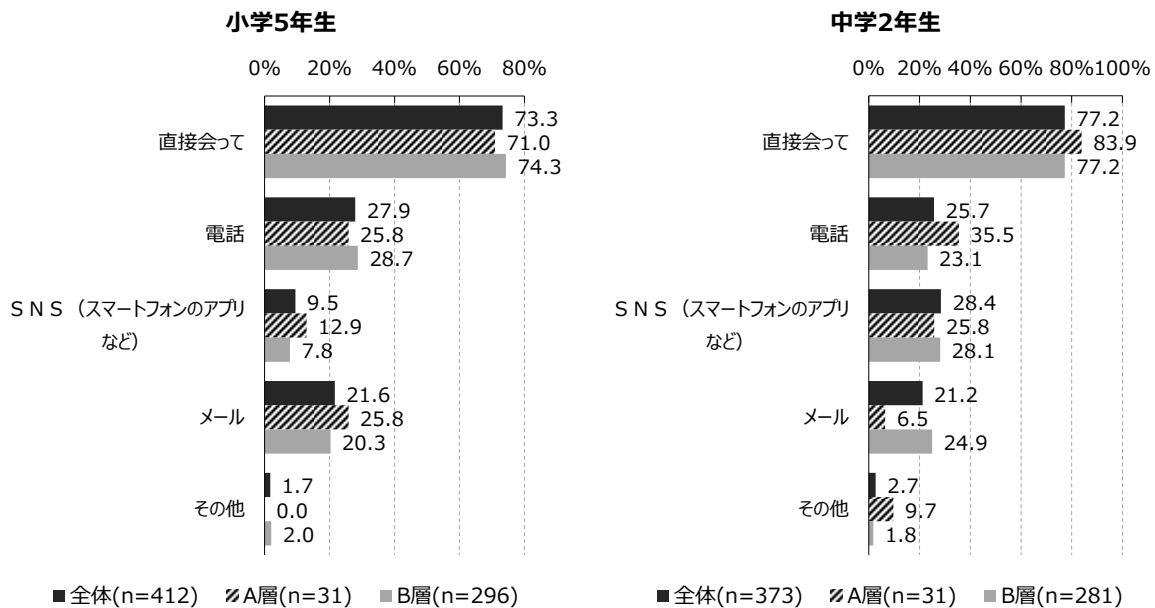
- こどもが困りごとや悩みごとを相談する先は家族・親族、友人、先生が主であり、公的な機関や支援者は多くないが、こどもが日常的に接する頻度によるものとも考えられる。
- 「だれにも相談できない」が、小学5年生で3.6%、中学2年生で4.3%みられる。よい相談先が思いつかない状況とも思われる「相談したくない」が、小学5年生で8.3%、中学2年生で7.8%みられる。
- 家族・親族、友人、先生には相談しにくい悩みや困りごとがあったとき、それを受け止めてくれる機関や支援者の存在がこどもに伝わっていること、また、それらがこどもたちからみて「相談しやすいところ・人」と捉えられるようにすることも大切と思われる。

相談の方法

【小5】【中2】

問 あなたにこまっていることや悩みごとがあるとき、どのような方法で話を聞いたり相談にのったりしてほしいですか。（複数回答）

小学5年生では「直接会って」が73.3%と最も多く、「電話」が27.9%、「メール」が21.6%。
 中学2年生では「直接会って」が77.2%と最も多く、「SNS（スマートフォンのアプリなど）」が28.4%、「電話」が25.7%。



- 話を聞いたり相談にのったりしてもらうときは「直接会って」の方法を希望する声が多い。
 SNS やメールといったインターネットを介した方法を希望する声も一定数存在する。

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

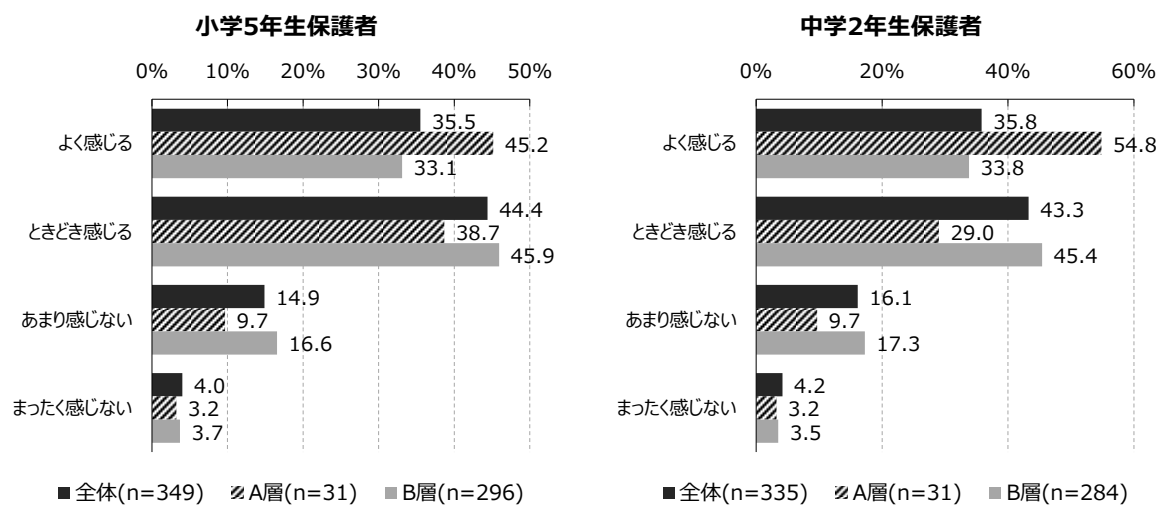
子育てにかかる経済的な負担感

【小5中2保護者】

問 あなたは、子どもとの生活の中で「子育てにかかる経済的な負担を感じる」と感じることはありますか。

小学5年生保護者では「ときどき感じる」が44.4%と最も多く、「よく感じる」が35.5%、「あまり感じない」が14.9%。

中学2年生保護者では「ときどき感じる」が43.3%と最も多く、「よく感じる」が35.8%、「あまり感じない」が16.1%。



- 「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた「感じる」の割合は、小学5年生保護者で79.9%、中学2年生保護者で79.1%となる。
- 「よく感じる」では、小学5年生保護者で9.7ポイント、中学2年生保護者で19.0ポイント、A層が全体より多い。

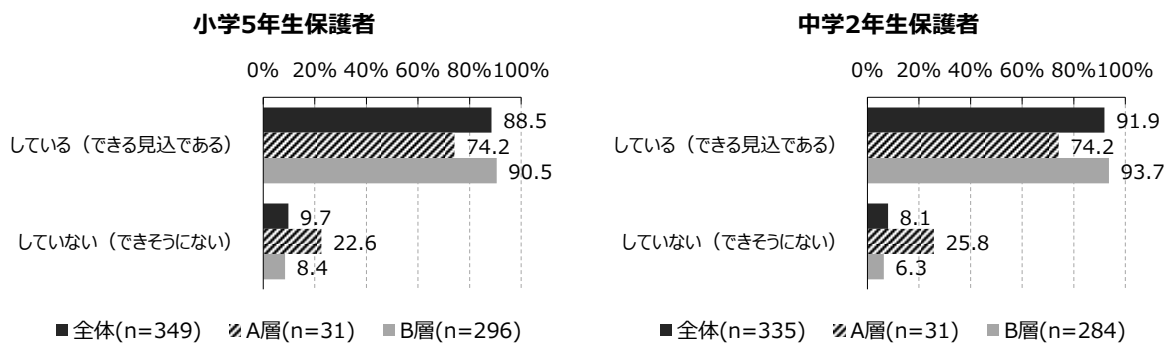
大学等への進学

【小5中2保護者】

問 あなたの家庭ではお子さんに「希望すれば大学等へ進学させる」をされていますか。または、できそうですか。

小学5年生保護者では「している（できる見込である）」が88.5%、「していない（できそうにない）」が9.7%。

中学2年生保護者では「している（できる見込である）」が91.9%、「していない（できそうにない）」が8.1%。



- 小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに「している（できる見込である）」はA層が全体より少なく、「していない（できそうにない）」はA層が全体より多くなっている。
- こどもが大学等への進学を希望していても、経済的な事情によりその選択が制限されてしまう可能性がうかがえる。

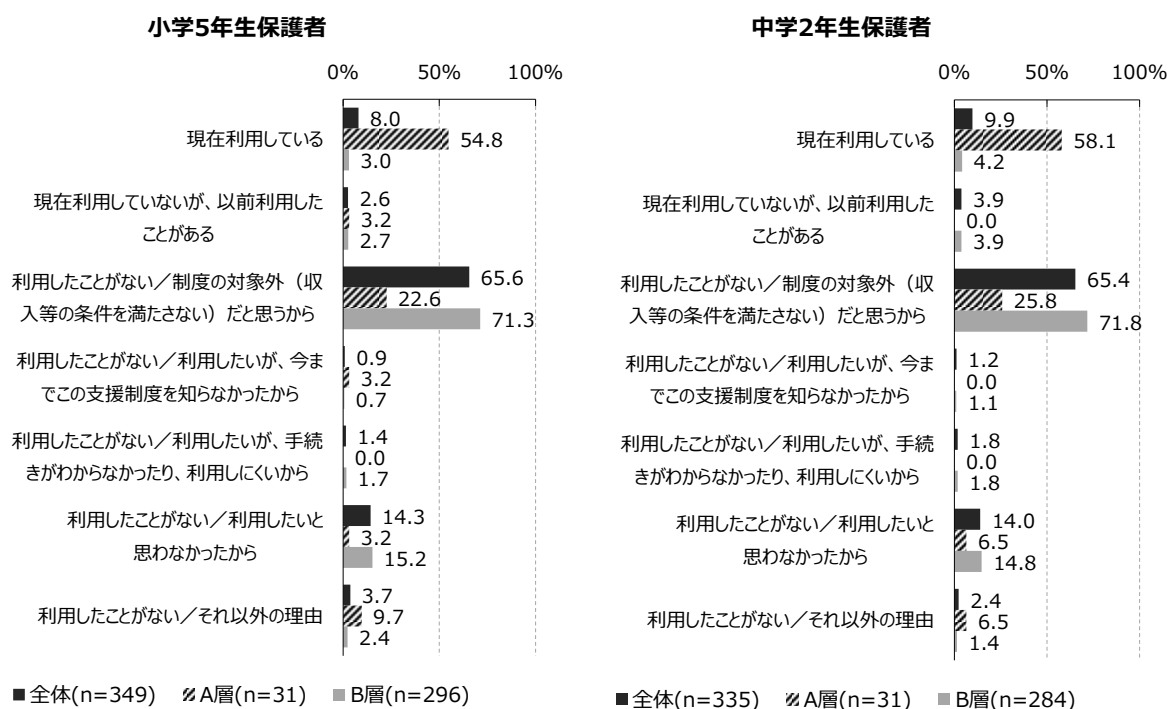
就学援助の利用

【小5中2保護者】

問 あなたのご家庭では、「就学援助」をこれまでに利用したことがありますか。

小学5年生保護者では「利用したことがない／制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」が65.6%と最も多く、「利用したことがない／利用したいと思わなかったから」が14.3%、「現在利用している」が8.0%。

中学2年生保護者では「利用したことがない／制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」が65.4%と最も多く、「利用したことがない／利用したいと思わなかったから」が14.0%、「現在利用している」が9.9%。



- 利用したいが手続きがわからなかったり利用しにくい、という意見は少ない。また、就学援助の制度を知らなかったという意見も少ない。
- 「利用したことがない／利用したいと思わなかったから」が、小学5年生保護者で 14.3%、中学2年生保護者で 14.0%となっている。その背景が、必要を感じていなかったからなのか、体面を気にするなど他の要因によるものなのかは本調査だけでは量り難いが、特に経済的支援の各種制度の利用勧奨において考慮すべきポイントと考えられる。

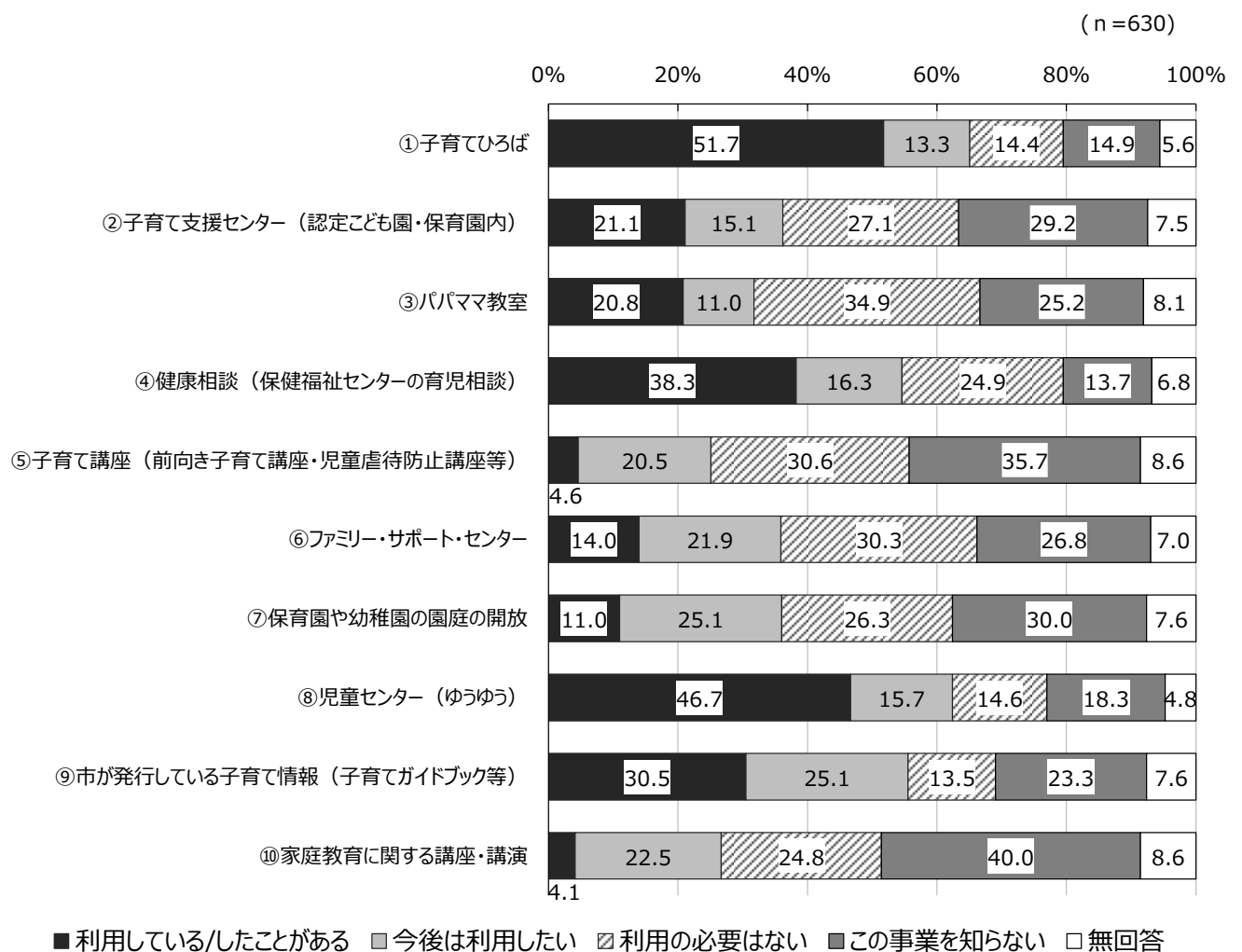
地域子育て支援、家庭教育支援

地域の子育て支援事業の利用状況

【就学前保護者】

問 次の事業やサービスで知っているものや、利用の状況・希望をお答えください。

「利用している／したことがある」は、「①子育てひろば」が51.7%、「⑧児童センター（ゆうゆう）」が46.7%、「④健康相談」が38.3%、「⑨市が発行している子育て情報」が30.5%。



- それぞれの事業で利用の状況や希望が異なることは、当事者にとっての必要性などが異なることから当然と考えられる。
- それぞれの事業における「この事業を知らない」の割合に注目すべきであり、周知や情報提供の不足によって利用されていないとすれば、改善のための対策を検討する必要がある。

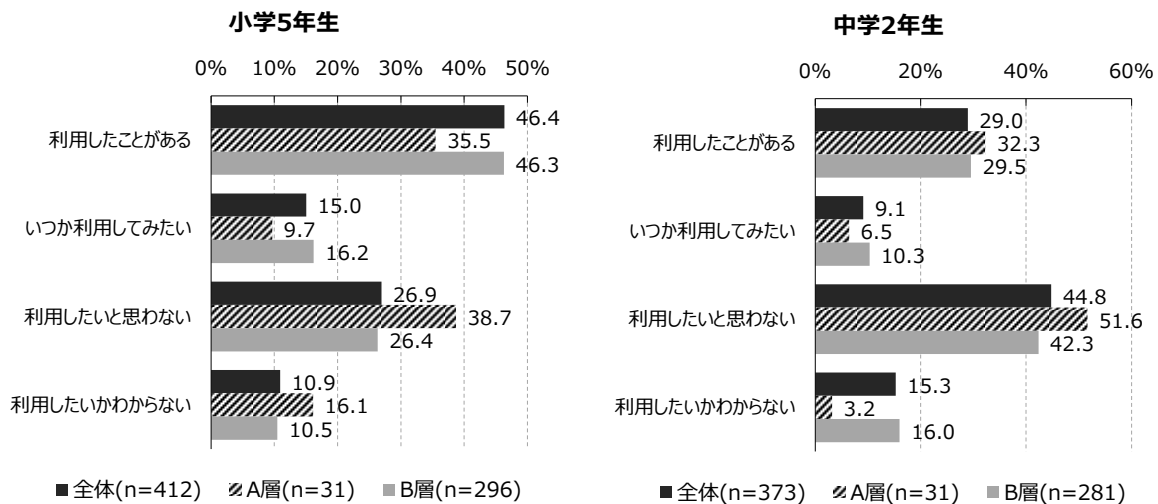
平日の夜や休日を過ごすことができる場所の利用経験と利用意向

【小5】 【中2】

問 あなたは、「平日の夜や休日を過ごすことができる場所（放課後児童クラブなど）」を利用したことがありますか。利用したことがない場合、いつか利用したいと思いますか。

小学5年生では「利用したことがある」が46.4%と最も多く、「利用したいと思わない」が26.9%、「いつか利用してみたい」が15.0%。

中学2年生では「利用したいと思わない」が44.8%と最も多く、「利用したことがある」が29.0%、「利用したいかわからない」が15.3%。



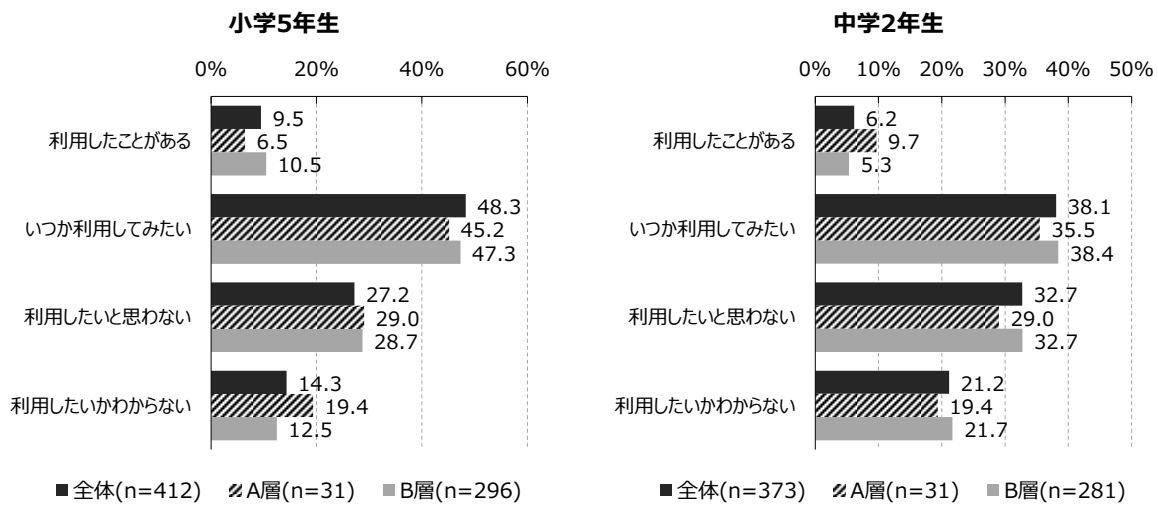
ごはんを無料か安く食べることができる場所の利用経験と利用意向

【小5】【中2】

問 あなたは、「ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）」を利用したことがありますか。利用したことがない場合、いつか利用したいと思いますか。

小学5年生では「いつか利用してみたい」が48.3%と最も多く、「利用したいと思わない」が27.2%、「利用したいかわからない」が14.3%。

中学2年生では「いつか利用してみたい」が38.1%と最も多く、「利用したいと思わない」が32.7%、「利用したいかわからない」が21.2%。



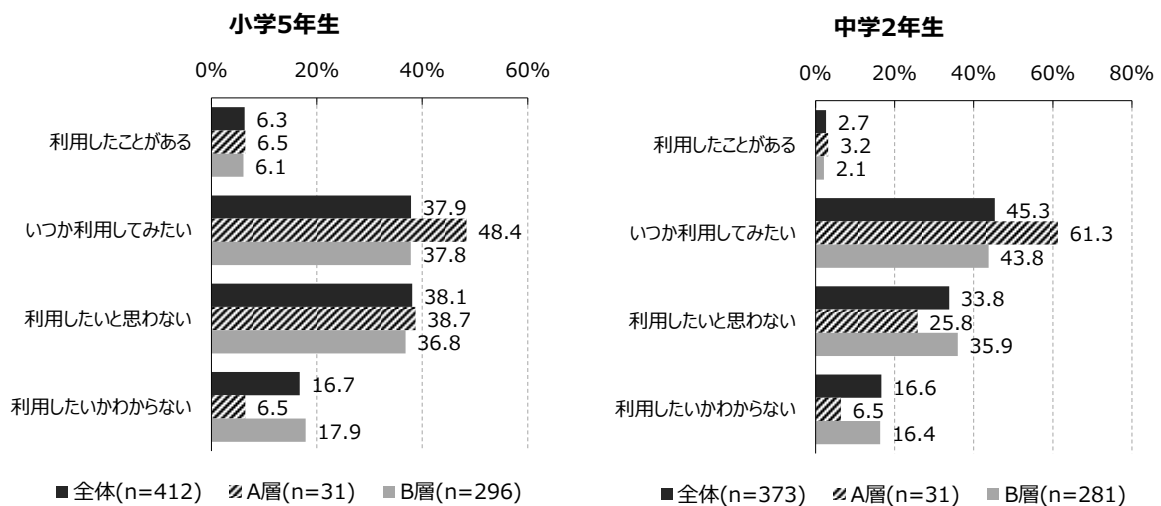
勉強を無料でみてる場所の利用経験と利用意向

【小5】 【中2】

問 あなたは、「勉強を無料でみてる場所」を利用したことがありますか。利用したことがない場合、いつか利用したいと思いますか。

小学5年生では「利用したいと思わない」が38.1%と最も多く、「いつか利用してみたい」が37.9%、「利用したいかわからない」が16.7%。

中学2年生では「いつか利用してみたい」が45.3%と最も多く、「利用したいと思わない」が33.8%、「利用したいかわからない」が16.6%。



- 上記3つの「場所」は、いずれも地域においてこどもが安心・安全に過ごすことのできる居場所である。
- 「平日の夜や休日を過ごすことができる場所」の利用経験は、小学5年生の46.4%に対して中学2年生では29.0%と少ない。中学2年生は小学校時代の利用を度外視して回答している可能性はある。「利用したいと思わない」は、中学2年生では44.8%で小学5年生の26.9%より多い。
- 「ごはんを無料か安く食べることができる場所」、「勉強を無料でみてる場所」は、いわゆる子どもの貧困の解消に向けた対策の中で地域の支援により実施されていることが多いものとなる。そこでは、支援の提供にあたって当事者(家族・こども)が「負い目」や「恥ずかしさ」といったことを感じないようにする配慮が最も重要と考えられ、これはヤングケアラー支援にも通じる点である。行政による広報・告知等にまで及ぶ配慮ポイントと考えられる。
- いわゆる子どもの貧困の解消に向けた対策では、各種手当や給付金のような、制度上対象者を明示する必要のある支援と、経済的な困難状況にある家庭やこどもへの配慮を怠ることなく、かつすべての家庭とこどもを視野に取り組んでいくべき支援が考えられる。

子育て、家庭教育に関する講座等の利用

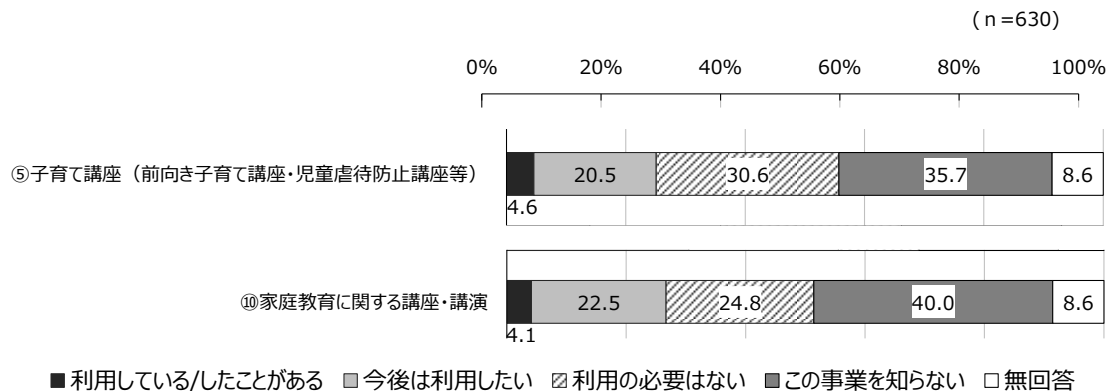
【就学前保護者】

問 次の事業やサービスで知っているものや、利用の状況・希望をお答えください。

⑤ 子育て講座（前向き子育て講座・児童虐待防止講座等）

⑩ 家庭教育に関する講座・講演

いずれも「利用している／したことがある」は、他の事業やサービス（前掲）と比べると少ない。しかし「今後は利用したい」の意向は、いずれも20%以上となっている。



【就学前保護者】問 14 より一部を再掲

- 利用意向が一定数あるにもかかわらず、「この事業を知らない」の割合は他の事業やサービスと比べて高めとなっている。
- 一層の事業の周知や利用勧奨が求められるところと思われる。また、実施場所・曜日・時間などの工夫も考えられる。

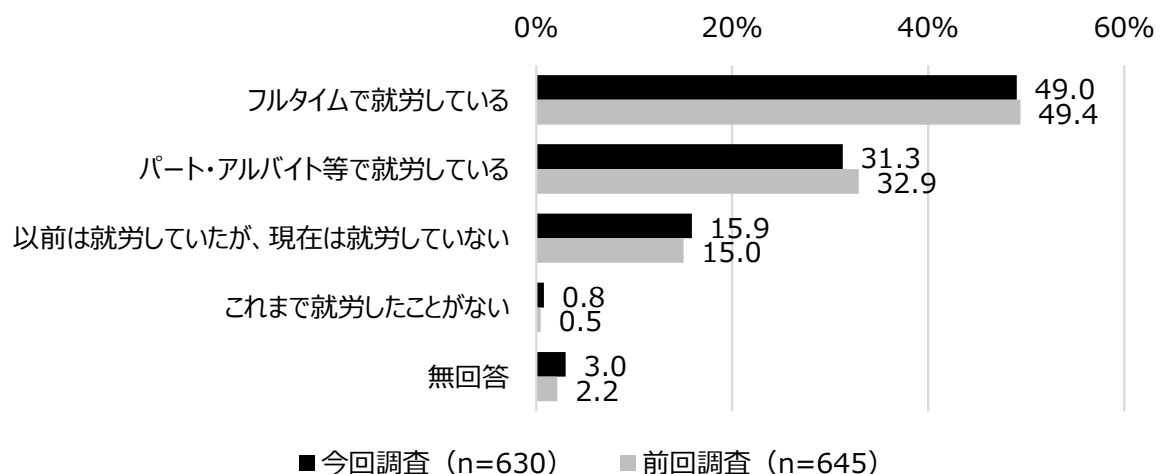
母親の就労、子育ての推進、子育て支援、求められる事業・施設

母親の現在の就労状況

【就学前保護者】

問 保護者「お母さん」の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）はどれですか。

「フルタイムで就労している」が49.0%と最も多く、「パート・アルバイト等で就労している」が31.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が15.9%、「これまで就労したことがない」が0.8%。前回調査と比較すると、フルタイムでの就労が0.4ポイント、パート・アルバイト等での就労が1.6ポイントとわずかに減少している。



- 前回調査は平成 30 年度に実施されたものであり、この結果は母親の就労がコロナ禍を経ても減ってはいないと捉えることができる。幼児期の母親がフルタイム就労を選ぶ(あるいは求める)傾向が今後も続く可能性は大きい。

子育てを主に行っている人

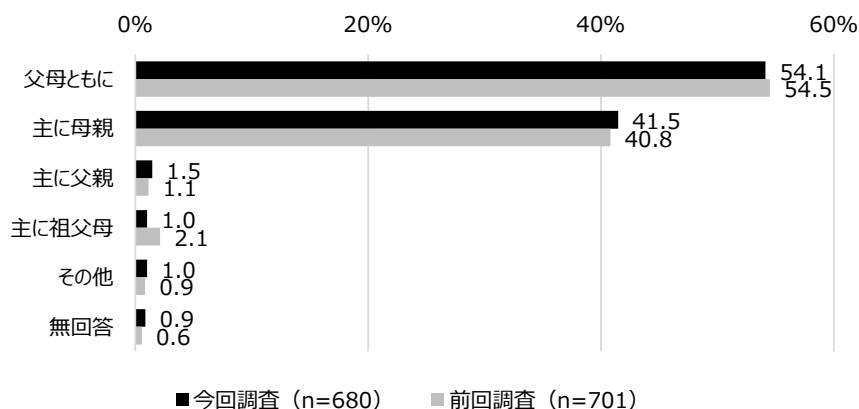
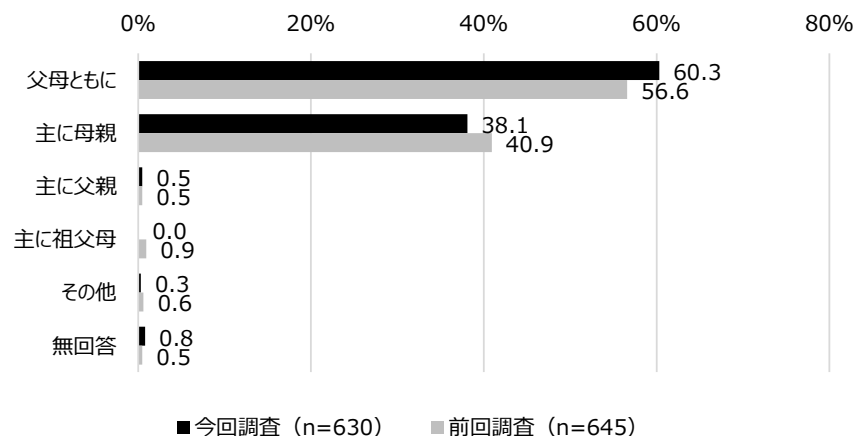
【就学前保護者】【小学生保護者】

問 お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方はどなたですか。お子さんから見た関係でお答えください。

就学前保護者では、「父母ともに」が60.3%と最も多く、「主に母親」が38.1%、「主に父親」が0.5%。前回調査と比較すると、「父母ともに」は3.7ポイント増加し、「主に母親」は2.8ポイント減少している。

小学生保護者では、「父母ともに」が54.1%と最も多く、「主に母親」が41.5%、「主に父親」が1.5%。前回調査と比較すると「父母ともに」が減少し「主に母親」が増加しているが、差は1ポイント未満でありほとんど変化がみられない。

上:就学前保護者
下:小学生保護者



- 就学前保護者において、母親のみではなく父母が協力しての子育てがわずかながら増加している。
- 就労の場での男女共同参画の推進は今後も図られると思われるが、同時に子育て支援においては、従来の「子育てをしている母親への支援」から、父親も含めた「子育てをしている家庭への支援」という視点の転換も本格的に求められることになると思われる。

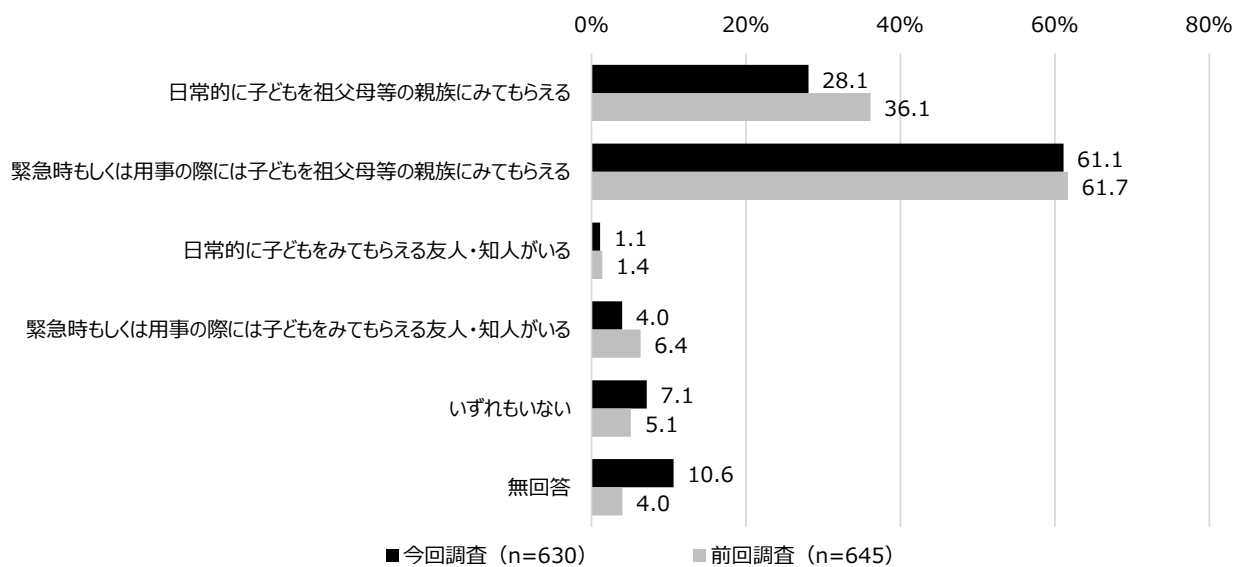
日頃、子どもをみてもらえる親族や知人等

【就学前保護者】

問 日頃、お子さんをみてもらえる親族や知人等はいますか。（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には子どもを祖父母等の親族にみてもらえる」が61.1%と最も多く、「日常的に子どもを祖父母等の親族にみてもらえる」が28.1%、「いずれもない」が7.1%。

前回調査と比較すると、「日常的に子どもを祖父母等の親族にみてもらえる」が8.0ポイント減少し、「いずれもない」が2.0ポイント増加している。



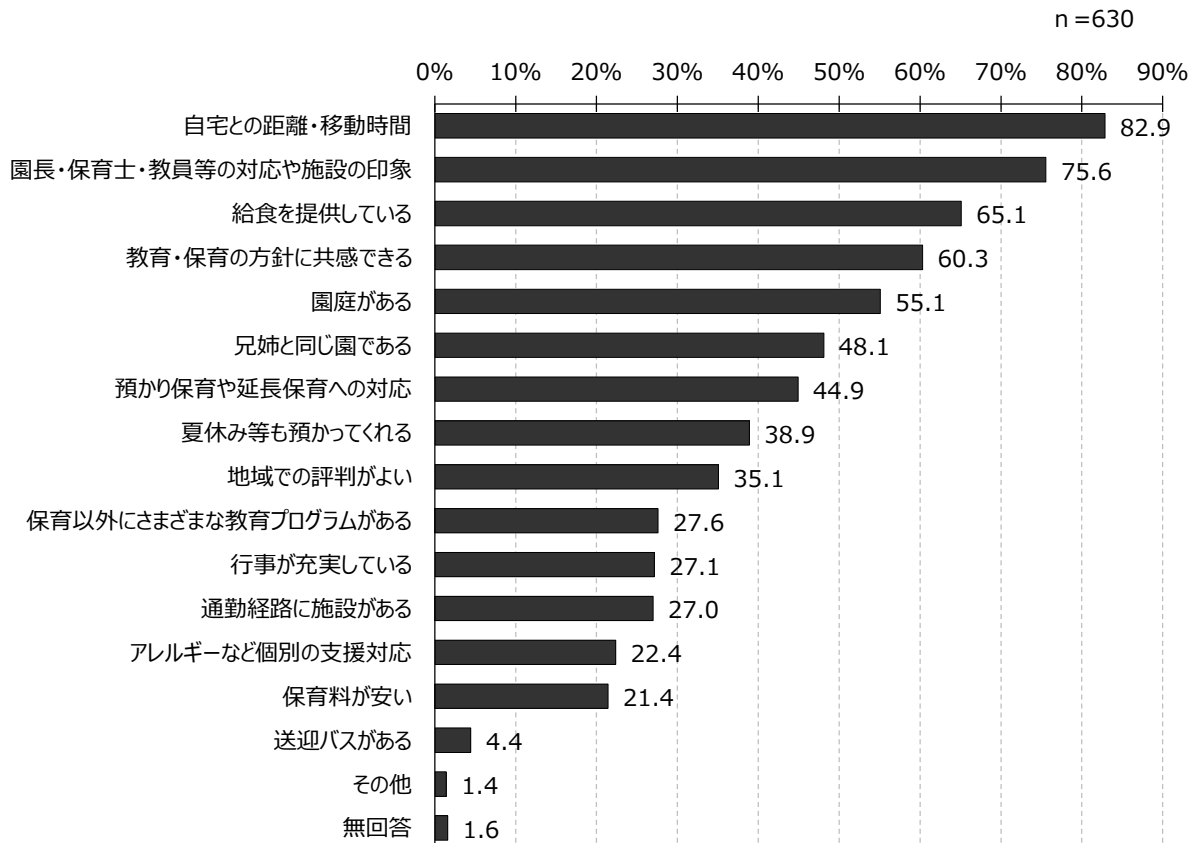
- こどもをみてくれる祖父母等の親族は必ずしも同居とは限らないが、前回より減少している。緊急時などでは親族以外の友人・知人を頼りたい場面も考えられるが、緊急時にみてもらえる友人・知人もわずかながら減少している。
- 「いずれもない」の増加に目を向ける必要がある。

教育・保育事業（施設）を選ぶ際に重視すること

【就学前保護者】

問 教育・保育事業（施設）を選ぶ際に、重視することは何ですか。（複数回答）

「自宅との距離・移動時間」が82.9%と最も多く、「園長・保育士・教員等の対応や施設の印象」が75.6%、「給食を提供している」が65.1%、「教育・保育の方針に共感できる」が60.3%、「園庭がある」が55.1%。



- 上位 3 位は、「自宅との距離・移動時間」、「園長・保育士・教員等の対応や施設の印象」、「給食を提供している」といった、利用する保護者視点からの使い勝手など。
- 教育・保育の方針や園庭があるといった、そこで過ごすことものの受けられる教育・保育の内容や環境に関する視点からのものも上位 5 位に入っている。

若者（青年期）への支援

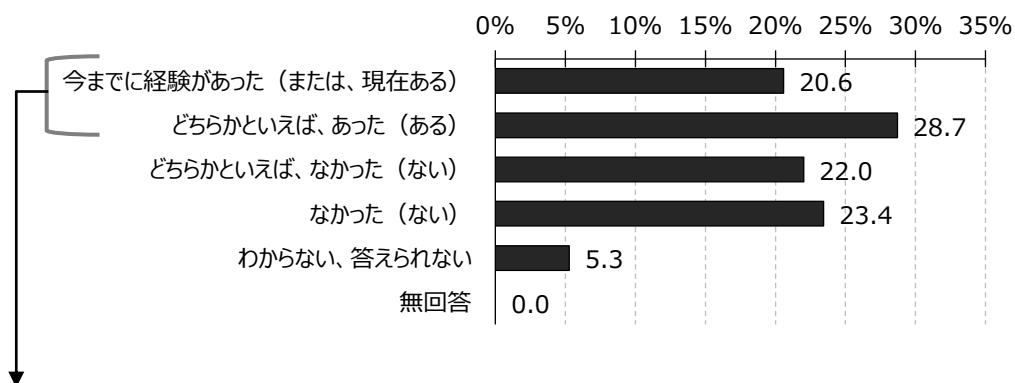
社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験

【若者】

問 あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。

「どちらかといえば、あった（ある）」が28.7%と最も多く、「なかった（ない）」が23.4%、「どちらかといえば、なかった（ない）」が22.0%、「今までに経験があった（または、現在ある）」が20.6%、「わからない、答えられない」が5.3%。

n=209

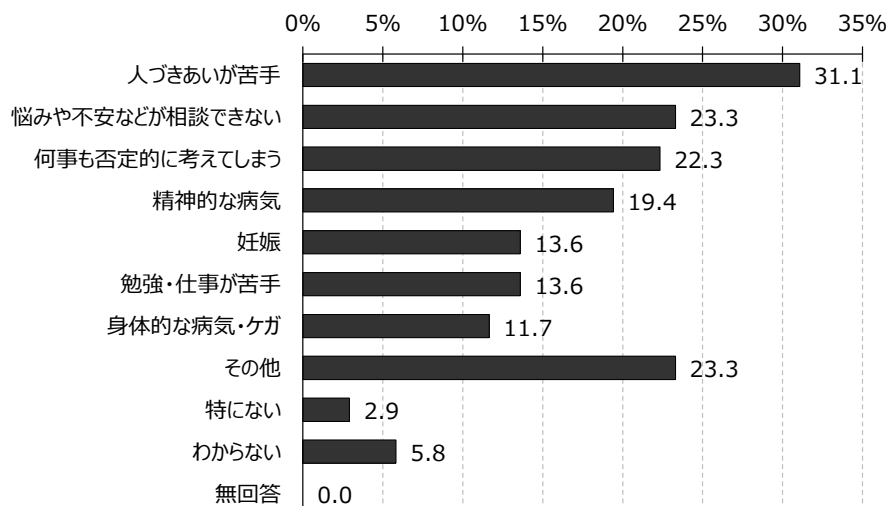


【若者】

問 そうした問題を経験した、または現在経験している主な原因は何ですか。（複数回答）

「人づきあいが苦手」が31.1%と最も多く、「悩みや不安などが相談できない」及び「その他」が23.3%、「何事も否定的に考えてしまう」が22.3%、「精神的な病気」が19.4%。

n=103



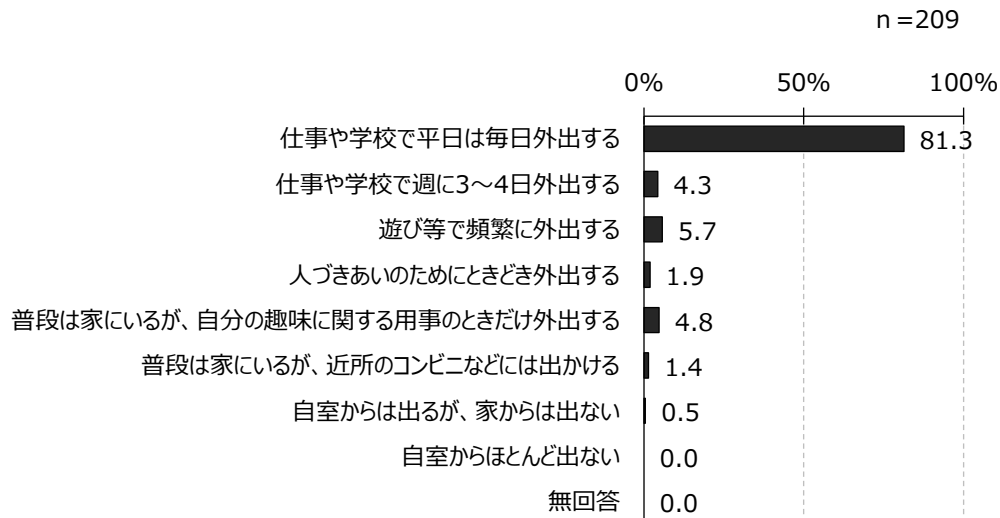
- 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がある（あった）人は 49.3%（どちらかといえば、を含む）。「円滑に送ることができない」はあくまで自己判断によるが、半数近くが経験ありと答え、その原因としては「人づきあいが苦手」、「悩みや不安などが相談できない」といった他者とのかかわりに関連するものが上位となっている。

普段の外出

【若者】

問 あなたは普段どのくらい外出しますか。現在のことについてお答えください。

「仕事や学校で平日は毎日外出する」が81.3%と最も多く、「遊び等で頻繁に外出する」が5.7%、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」が4.8%、「仕事や学校で週に3～4日外出する」が4.3%、「人づきあいのためにときどき外出する」が1.9%。



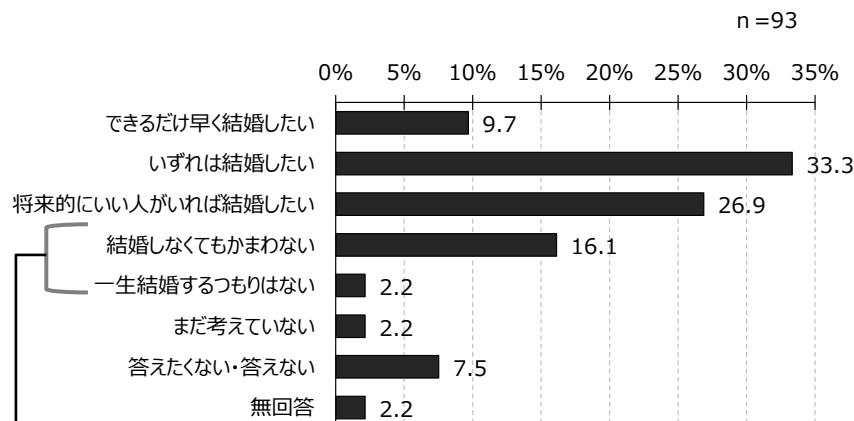
- 81.3%は日常的に外出している。2番目～6番目の選択肢、仕事や学校で週に3～4日、遊び等、人づきあい、自分の趣味、コンビニなどは多くはないが、他者とのかかわりの多寡は様々でも自宅から出ない状態ではない。
- 「自室からは出るが、家からは出ない」の0.5%(1名)が半年以上その状態であった場合は、いわゆるひきこもり、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」にあたると考えられる。深刻な「自室からほとんど出ない」は、今回調査ではゼロとなっている。

現在結婚していない若者の結婚観

【若者】

問 結婚についてどのように考えていますか。

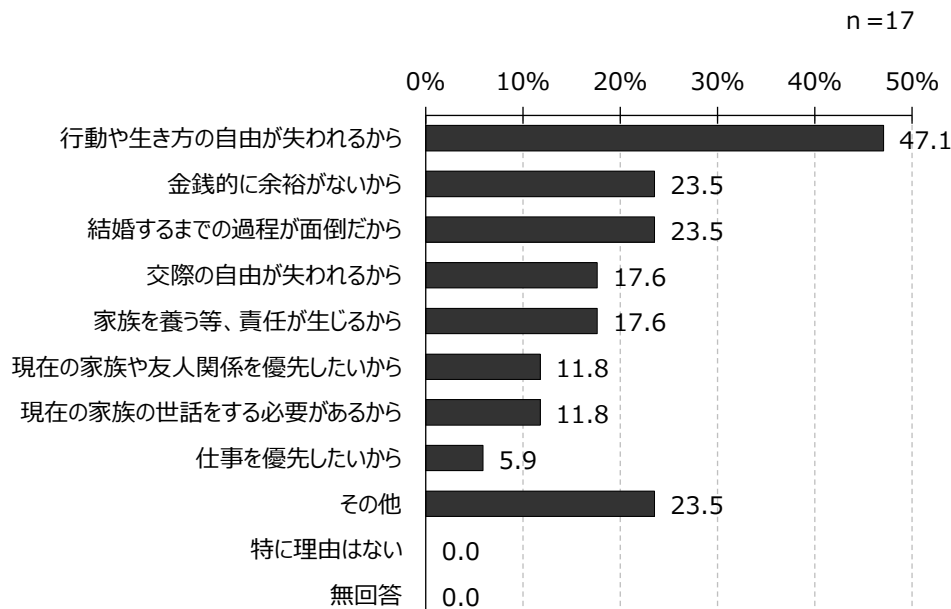
「いずれは結婚したい」が33.3%と最も多く、「将来的にいい人がいれば結婚したい」が26.9%、「結婚しなくてもかまわない」が16.1%、「できるだけ早く結婚したい」が9.7%、「答えたくない・答えない」が7.5%。



【若者】

問 結婚しなくてもかまわない、一生結婚するつもりはないと思う理由は何ですか。(複数回答)

「行動や生き方の自由が失われるから」が47.1%と最も多く、「金銭的に余裕がないから」、「結婚するまでの過程が面倒だから」「その他」が23.5%、「交際の手がかりが失われるから」「家族を養う等、責任が生じるから」が17.6%。



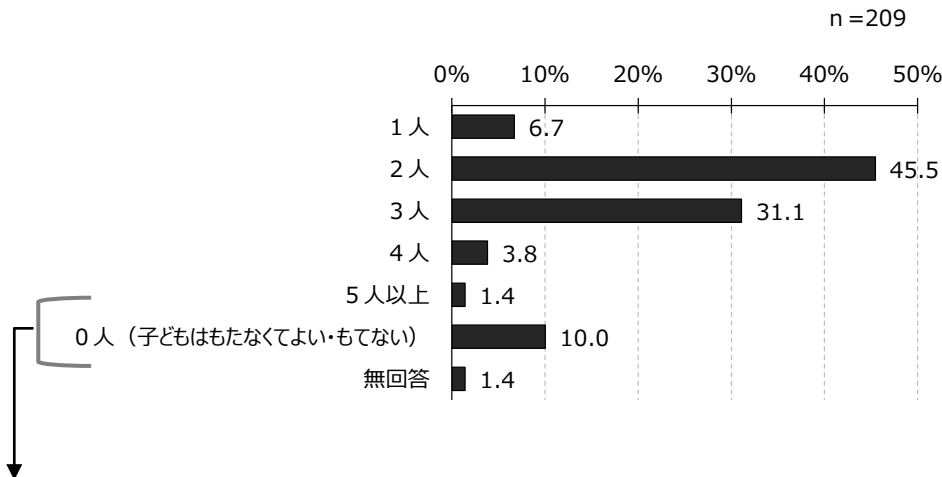
- 将来的には結婚するつもりと考えている未婚者の割合は 69.9%、一生結婚するつもりはないと考えている未婚者の割合は 2.2%となる。結婚しなくてもかまわない、一生結婚するつもりはない、という人の理由では、最多の「行動や生き方の自由が失われるから」、同率 2 位の「結婚するまでの過程が面倒だから」、同率 3 位の「交際の手がかりが失われるから」といった、結婚する積極的な動機がないことをうかがわせる回答が多い。

将来希望するこどもの数

【若者】

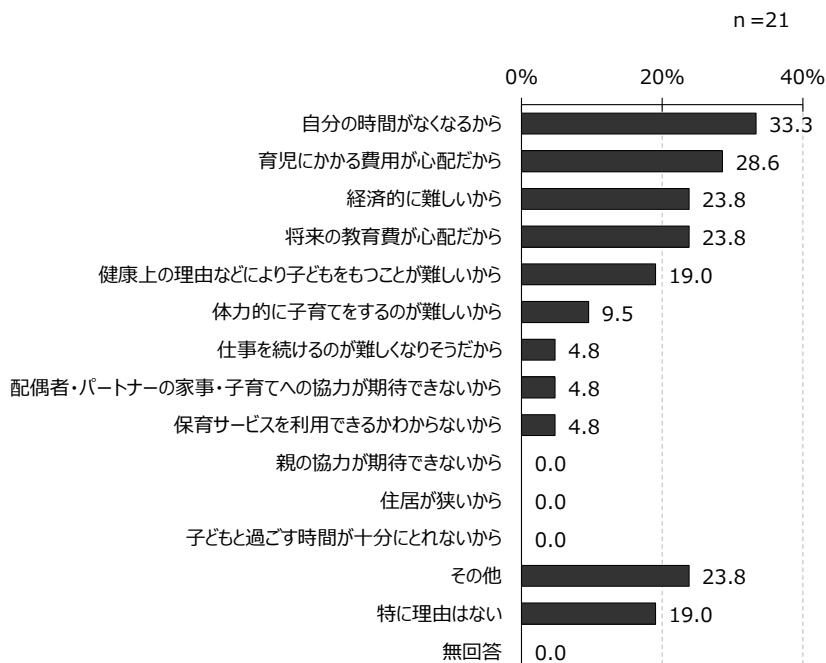
問 あなたは将来的に子どもを何人もちたいですか。

「2人」が45.5%と最も多く、「3人」が31.1%、「0人（子どもはもたなくてよい・もてない）」が10.0%、「1人」が6.7%、「4人」が3.8%。



問 子どもをもたない（もてないと思う）理由は何ですか。（複数回答）

「自分の時間がなくなるから」が33.3%と最も多く、「育児にかかる費用が心配だから」が28.6%、「経済的に難しいから」、「将来の教育費が心配だから」「その他」が23.8%。



- こどもをもたない(もてないと思う)理由で最多の「自分の時間がなくなるから」は、未婚者の結婚観と似た傾向で、こどもをもつことが自己実現につながるような発想を持ち得ていないものと思われる。
- 「育児にかかる費用が心配だから」、「経済的に難しいから」、「将来の教育費が心配だから」といった、経済面の不安が理由となる回答が上位にあり、「仕事を続けるのが難しくなりそうだから」「保育サービスを利用できるかわからないから」(いずれも 4.8%)も経済的側面に関連する回答である。

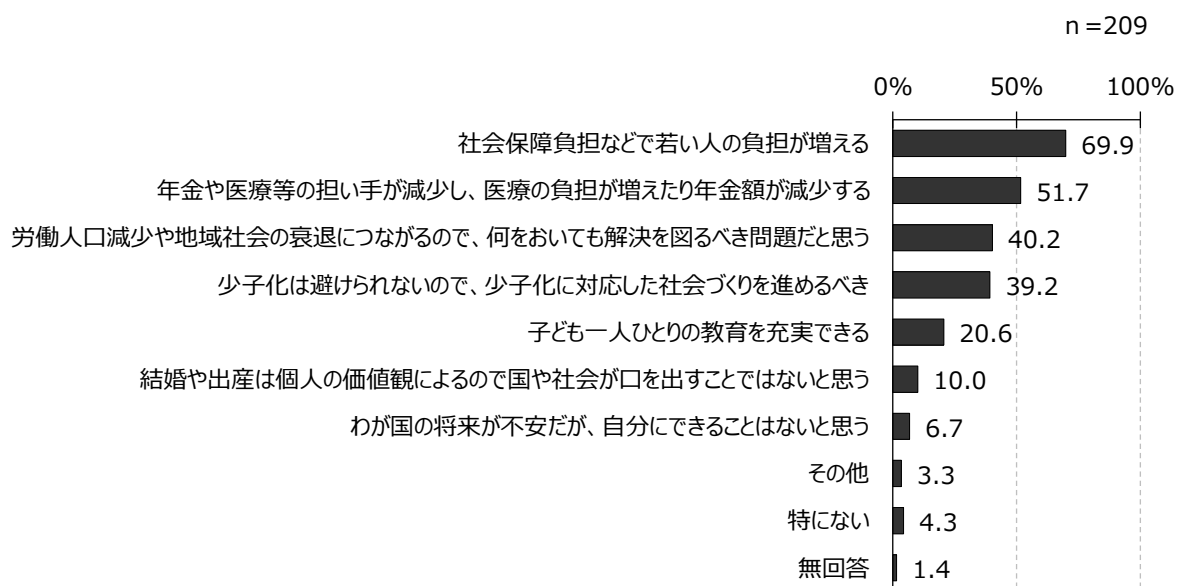
少子化問題に対する若者の考え

若者の、少子化に対する考え方

【若者】

問 次のような少子化に対する考え方のうち、あなたの考えに近いものを教えてください。
(複数回答)

「社会保障負担などで若い人の負担が増える」が69.9%と最も多く、「年金や医療等の担い手が減少し、医療の負担が増えたり年金額が減少する」が51.7%、「労働人口減少や地域社会の衰退につながるので、何をおいても解決を図るべき問題だと思う」が40.2%、「少子化は避けられないので、少子化に対応した社会づくりを進めるべき」が39.2%、「子ども一人ひとりの教育を充実できる」が20.6%。



- 上位 1、2 位の「社会保障負担などで若い人の負担が増える」、「年金や医療等の担い手が減少し、医療の負担が増えたり年金額が減少する」は、少子化により自分の世代の今や将来の生活が影響を受けることを懸念するものと捉えられる。社会全体の視点から危機感と対応の重要性を指摘する「労働人口減少や地域社会の衰退につながるので、何をおいても解決を図るべき問題だと思う」が3位となっている。
- 「少子化は避けられないので、少子化に対応した社会づくりを進めるべき」が 4 位にあることは、1、2 位の懸念を背景に持つ意見とも思われる。一方、自分にできることはないという、いわば「他人事」のように考える人は、今回回答した若者の中では 6.7%と多いわけではない。

5 こども・若者の意見聴取

こども・若者の視点から、ほっとできる居場所、若者が住みやすいまち、こどもや子育てにやさしいまちについての意見をもらい、施策検討の参考とするため、「小城市こども計画 高校生ワークショップ」を実施しました。

(1) 実施概要

①目的

中学校卒業後の年代のこどもの意見について、アンケート等の統計的調査ではなく生の声を直接聴取する。市内の高校に通うこどもたちに集ってもらい、グループに分かれて意見を出しあい、まとめてもらう、グループワークの形式で実施。

②実施概要

- 開催日時：令和6年7月29日 13:30~14:45
- 開催場所：ゆめぷらっと小城 2階 多目的ホール
- 参加者：小城高等学校・牛津高等学校の生徒19名

③内 容

- 自分にとって「ほっとできる居場所」はどのようなところか
- 若者にとって住みやすいまちとは？ どうすればそんなまちになる？
- こどもや子育てにやさしいまちとは？ どうすればそんなまちになる？

(2) 結果の概要

①自分にとって「ほっとできる居場所」の主な意見

自分の部屋／学校の教室・部室／祖父母の家／気軽に話せる場所／
友だちという時／音楽、漫画など趣味の時間／おいしいものを食べる時／
図書館／カフェ／人がいない空間／
カメラ、ピアノ、読書、習い事など好きなことをしている時
友だちとご飯を食べている時／お菓子を作っている時／料理している時／
インターネット空間（友だちと話している時） など

②「若者にとって住みやすいまち」の主な意見

【こんなまち】

勉強できる場所がある／安く食べたり話をしながら勉強できる場所がある／
電車やバスが多い、交通が充実している／歩いて行ける距離に店がある／
衛生環境がよい／騒音がない／あいさつしやすい／涼しい・暖かい場所がある／
室内で集まれる場所がある／人の活気がある／刺激がある／ など

【こうするとよい】

電車・バスの便を増やす、交通手段を増やす／公園・遊具を充実させる／
集まれる場所（ボウリング・カラオケ等）をつくる／
運動できるよう、体育館、屋根のある運動施設を無料開放する／
まちの中にペットボトル以外のごみ箱を増やす／バッテリーの貸し出しを行う
電車でICカードを使えるようにする／徒歩でどこへでも行けるようにする／
街灯を増やして安全にする／イベント・お祭りをやる、住んでいてあきない／
こどもにやさしい公園を増やす／勉強するスペースを増やす／ など

③「こどもや子育てにやさしいまち」の主な意見

【こんなまち】

治安がよく安全安心なまち（夜でも明るい、犯罪が少ない）／
家の近くに公園がある／子育ての悩みを相談できる所がある／
親同士、こども同士がコミュニケーションできる場所がある／
室内であそべる場所がある／自然、遊べる場所、公園がある／空気がきれい／
こどもを預けられるところがある／地域住民の理解がある／ など
きれいなプール・公園がある／乳児食や、子育て関係の商品を売っている店がある／
こどもにとって楽しいまち、地域がこどもを楽しませようとするイベントがある／
こどもの様子を見ながら親も楽しめる娯楽スポット／
若い人や同じ年齢層の人が住んでいる／子育てに理解のある人がちゃんという／
親同士で話せる場所がある／近所の人やさしくて面白い／
母親のニーズに応えてくれる／小・中・高校の距離が近い、仲が良い／
子育て中の親に向けた職業がある／インターネット環境がよい／
自然災害の被害が少ない、交通量が多すぎず少なすぎない、 など

【こうするとよい】

子育てにかかる教育費や医療費を負担してあげる、給付金／
幼稚園や保育園、施設の充実／
飛び出し注意の標識を増やす、道路のデコボコを直す／スロープを増やす
地域で支えてあげる、見守り／
公園を増やす、近くの公園の整備、ベンチ増設、日陰を増やす／
こどもが歩きやすい道にする、道をきれいにする、夜道を安心にする／
親の子育てのための子育て塾をつくる、子育ての講座を開く／
歩いて行ける範囲に店や保育園をつくる／
養育費の負担が大きいからこどもが生まれたら子育ての道具一式を支給する／
習い事の場所（プールなど）を増やす／犯罪の発生率を下げる（パトロールなど）／
少しの時間こどもを預けられる施設をつくる／保育士の養成所をつくる／など

6 こども・若者の数（将来人口推計）

住民基本台帳の人口実績を基に将来人口を推計しました²。0～17歳の人口は令和6年の9,802人から令和10年にかけて減少し、その後増加に転じて、本計画の最終年度である令和11年度には9,699人となる見込みです。

年齢	実績					本計画の計画期間				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	382	381	373	327	338	330	328	327	327	328
1歳	375	373	383	381	330	347	338	337	335	335
2歳	405	368	375	374	376	326	342	334	332	332
3歳	398	391	363	371	360	371	322	338	330	328
4歳	419	410	395	355	369	355	366	318	333	326
5歳	403	415	411	392	360	369	356	366	317	334
6歳	417	409	413	419	388	360	370	356	367	318
7歳	430	419	408	407	418	385	357	367	353	364
8歳	412	435	415	405	408	418	386	358	366	354
9歳	431	413	433	413	405	408	418	386	358	368
10歳	439	432	414	428	414	405	409	419	386	358
11歳	454	439	433	416	429	416	407	410	420	388
12歳	472	454	440	430	414	428	415	405	409	419
13歳	444	478	452	439	439	418	432	418	409	412
14歳	443	444	479	450	440	438	417	431	418	409
15歳	466	433	448	484	455	445	443	422	436	423
16歳	462	464	437	448	479	451	441	440	419	432
17歳	471	460	464	435	450	477	450	440	438	417
0-17歳	7,723	7,618	7,536	7,374	7,272	7,147	6,997	6,872	6,753	6,645
18-39歳	10,354	10,185	9,927	9,779	9,802	9,743	9,717	9,696	9,692	9,699
合計	18,077	17,803	17,463	17,153	17,074	16,890	16,714	16,568	16,445	16,344

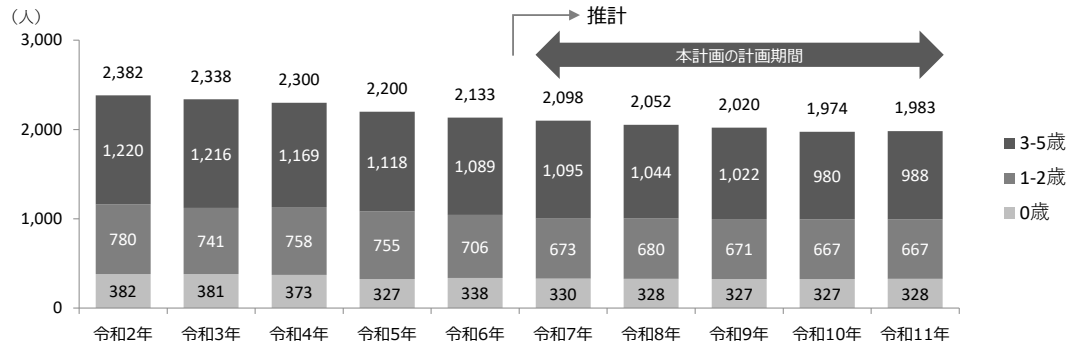
（単位：人）

※令和2～6年：住民基本台帳（各年3月末日）

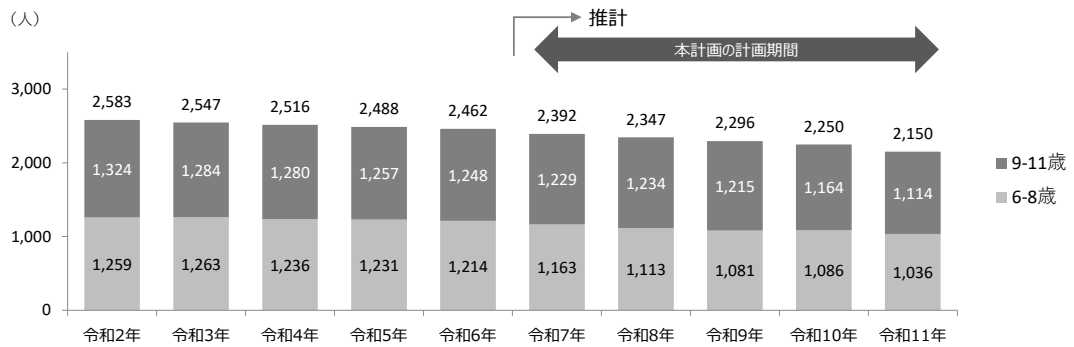
※令和7年～11年：推計値

2 住民基本台帳平成30年～令和6年（各年3月末日）実績からコーホート変化率法により推計。出生率は期間TFR値をコロナ禍前である2019年の実績1.550が継続すると仮定。変化率はコロナ禍における一時的変動を考慮した上での実績の平均値としている。

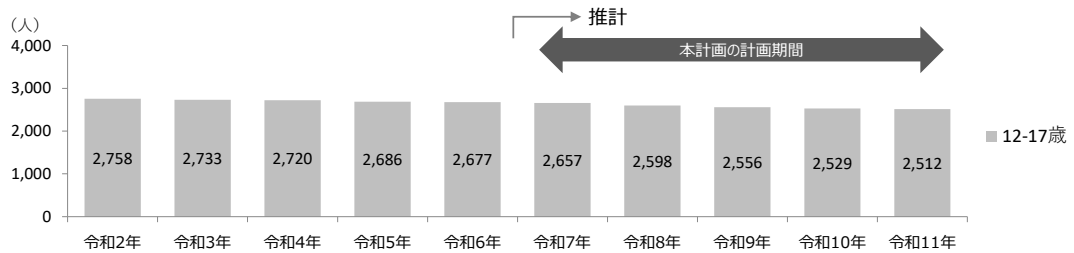
▼ 0歳～5歳のこどもの数（将来人口推計）



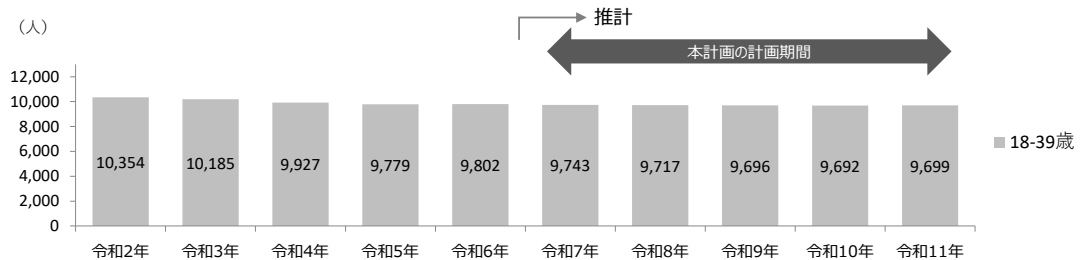
▼ 6歳～11歳のこどもの数（将来人口推計）



▼ 12歳～17歳のこどもの数（将来人口推計）



▼ 18歳～39歳の若者の数（将来人口推計）



第3章 小城市における こどもまんなか社会

1 基本理念

本市では、前計画「第2期小城市子ども・子育て支援事業計」において、めざすまちの姿を「子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち」と設定し、子ども・子育て支援及び次世代育成支援の総合的な推進を図ってきました。

[illegible]

このことから、本計画における基本理念を次のように定めます。

基本理念

子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち

キャッチコピー

2 基本的な施策の体系と方針
